

第36回福島地方労働審議会 資料2

令和3年度における 労働行政の主な取組について

令和4年3月1日



福島労働局

目次

○労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応 1
- 2 魅力ある職場づくりの推進 12
- 3 東日本大震災からの復興支援 28

○労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策 37
- 2 職業安定担当部署の重点施策 45
- 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策 70
- 4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策 73

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口の運営

- 令和2年2月14日から、労働局及び各労働基準監督署・各ハローワークに新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設し、相談内容に応じて事業主や労働者からの相談に対応した。

また、労働局健康安全課及び県内労働基準監督署に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置し、事業者や労働者からの相談対応を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

1 特別労働相談窓口

- 一般的な労働相談
 - ア 相談窓口：総合労働相談コーナー（福島市南町1-4-6 福島合同庁舎5階 雇用保険・均等室内）
電話番号：024-536-4600
0800-800-4611（フリーダイヤル：労働者専用）
受付時間：8時30分～17時15分
 - イ 相談窓口：若山労働基準監督署（若山市橋野2-1-18 若山労働基準監督署内）
電話番号：024-900-9609（令和2年4月1日より）
受付時間：8時30分～17時15分
※県内の労働基準監督署とある総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています（別紙参照）
- 資金や休業手当に関する相談
 - ア 相談窓口：労働基準部 監査課（福島市南町1-4-6 福島合同庁舎5階）
電話番号：024-536-4602
受付時間：8時30分～17時15分
 - イ 相談窓口：若山労働基準監督署（若山市橋野2-1-18）
電話番号：024-922-1370
受付時間：8時30分～17時15分
※県内の労働基準監督署でも相談を受け付けています（別紙参照）
- 雇用調整助成金に関する相談
 - ア 相談窓口：雇用調整助成金、産前産後安定助成金、小学校教育等対応助成金・支援金コールセンター
電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）
 - イ 相談窓口：ハローワーク福島（福島市緑町17-40）
電話番号：024-534-4121
受付時間：8時30分～17時15分
（自動音声による案内が放送されますので、32#をプッシュしてください。）
※県内のハローワークでも相談を受け付けています（別紙参照）
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する相談
 - 相談窓口：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号：0120-221-276（フリーダイヤル）
受付時間：8時30分～20時00分（夜間）
8時30分～17時15分（土日祝）
- 新卒者の受け入れ、入職時期の繰り下ぎに関する相談
 - ア 相談窓口：福島新卒受け入れハローワーク（福島市南橋田町1-18 MAXふくしま5階）
電話番号：0800-800-7649（フリーダイヤル）
受付時間：10時00分～18時30分
 - イ 相談窓口：若山新卒受け入れハローワーク（若山市橋野2-1-11 ビックアイ・モルティ4階）
電話番号：0800-800-4634（フリーダイヤル）
受付時間：10時00分～18時30分
※県内のハローワークでも相談を受け付けています（別紙参照）
- 労務労務士に関する相談
 - 相談窓口：職業安定部 労務調整事業室（福島市南町1-4-6 福島合同庁舎4階）
電話番号：024-529-5746
受付時間：8時30分～17時15分
- 労務健康診断制度として休業が必要とされた経路中の労働者に関する休職期間支援助成金などの相談
 - 相談窓口：雇用保険・均等室
電話番号：024-536-4609
受付時間：8時30分～17時15分

- 国立支援助成金 介護職員処遇改善コース「新型コロナウイルス感染症対応特別」に関する相談
相談窓口：雇用保険・均等室
電話番号：024-536-4609
受付時間：8時30分～17時15分
 - 小学校教育等対応助成金、小学校教育等対応支援金に関する相談
相談窓口：雇用調整助成金、産前産後安定助成金、小学校教育等対応助成金・支援金コールセンター
電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）
 - 学校教育等臨時休業に伴う労務保険等の特別休職導入に関する相談
相談窓口：働き方・休み方改善コンサルタント（※）（雇用保険・均等室内）
電話番号：024-536-4609
※就業状況の整備支援等を行っています。企業訪問によるコンサルティング（無料）が利用できます。
受付時間：8時30分～17時15分
- 2 労働相談以外の相談窓口** 0120-565653（フリーダイヤル）
厚生労働省の労働相談窓口 受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口」の運営

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談
労働局及び各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、個別労働紛争に係る労働相談を受け付け対応した。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響による賃金や休業手当に関する相談
労働局及び各労働基準監督署において相談を受け付けるとともに、労働基準法等関係法令に基づいて対応した。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金等に関する相談
厚生労働省が設けた専用のコールセンター、各ハローワーク及び労働局・雇用調整助成金等事務センターにおいて、制度及び申請手続き等について説明した。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談
厚生労働省が設けた専用のコールセンター及び各ハローワークにおいて、制度及び支給申請手続き等について説明した。
- (オ) 新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談
県内2か所の新卒応援ハローワークにおいて、内定取消や入職時期の繰り下げにあった学生のための相談窓口を設置するとともに、フリーダイヤルを開設し相談体制を強化した。
- (カ) 派遣労働者に関する相談
派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の解除などが行われ、労働契約も解除された派遣労働者からの相談を受け付けるとともに、労働者派遣法に基づき対応した。
- (キ) 母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談
妊娠中の労働者や事業主からの母性健康管理に係る相談に対し、事業主に義務づけられた措置を説明するとともに、休暇取得助成金の案内と、同助成金を活用した有給の休暇制度の導入を勧奨した。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口の運営

(前頁から続く)

(ク) 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談

同助成金の制度及び申請手続き等についての相談に対応した。

(ケ) 両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」(令和3年度新設、4月1日から9月30日までの休業に対する助成金)に関する相談

同助成金の制度及び申請手続き等についての相談に対応した。

(コ) 小学校休業等対応助成金に関する特別相談口の開設

9月30日から新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(8月1日以降の休業に対する助成金)が再開されたことに伴い、労働局において当該助成金の特別相談窓口を設け、制度及び申請手続き等についての相談並びに学校等の臨時休業に伴い影響を受ける労働者からの有給の休暇制度の相談に対応した。

○ 相談件数 合計4,801件(令和3年4月1日～令和4年2月9日)

主な相談:雇用調整助成金3,013件、保護者の休暇取得支援(助成金)307件
休業295件、賃金124件、解雇・雇い止め75件

○ 業種別件数 合計4,645件

主な業種:飲食業472件、製造業381件、医療福祉157件
卸売業・小売業137件、宿泊業80件

○ 相談者数 合計4,645人

主な属性:事業主2,943人、労働者975人、社会保険労務士617人

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
- (2) 雇用維持・継続に向けた支援

(ア) 雇用調整助成金等にかかる周知広報及び申請受付、支給決定

a 雇用調整助成金にかかる周知広報

雇用調整助成金については、令和2年1月から新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を講じてきている。未だ収束の見通しが立たない状況のなか、特例措置の延長や新たな支援策が講じられており、その支援策について多くの事業主に行き渡るよう、経済団体や事業主団体に対し傘下企業への周知について協力依頼を行った。

○ 郵送による周知広報

制度変更の都度、各種リーフレットを添えて下記事業主団体等へ送付、傘下企業等への周知について依頼した。

【送付先】

- ・福島県社会保険労務士会
- ・福島県中小企業団体中央会 ・福島県経営者協会連合会
- ・福島県商工会議所連合会 ・福島県商工会連合会
- ・福島県社交飲食業生活衛生同業組合 ・福島県飲食業生活衛生同業組合
- ・福島県生活衛生営業指導センター

○ ハローワークにおける周知広報

昨年度に引き続き申請相談員等を多数配置し、相談窓口の充実を図った。また、今年度も社会保険労務士を雇用調整助成金等アドバイザーに委嘱し要請があれば事業所訪問支援の体制を整えた。

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ
「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について支給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き支給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和3年3月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き支給を受けることができます。⇒（変更前）令和2年12月31日まで（変更後）令和3年3月31日まで

変更前 8/2/24 8/2/31
変更後 8/2/24 8/2/31

お問合せ先 ① 各自治体、下記コールセンターまでお問い合わせ下さい。
② 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク

令和3年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

特例措置の対象の項目	令和3年	令和2年	令和2年	令和2年
	5月～12月	1月～2月	3月	3月
中小企業	原則的な従業員数 4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円	
大企業	原則的な従業員数 2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円	

お問合せ先 ① 各自治体、下記コールセンターまでお問い合わせ下さい。
② 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ
雇用調整助成金は短時間休業にも活用いただけます！！

- (8) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

新型コロナウイルス感染症に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、短時間休業を、所定労働時間の一部について休業とする場合にも活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

1. シフト制をとっている職場の場合
⇒ シフト制に依存する短時間休業にも活用可能です
(例：通常時間内よりシフト減した労働者の短時間休業)
2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合
⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です
(例：通常時間内より一部のみの短時間休業、異動予定ごとの短時間休業)
3. 常勤職など短時間勤務が必要な労働者がいる場合
⇒ 職種等に即した短時間休業にも活用可能です
(例：通常勤務以外の労働者の短時間休業)

お問合せ先 ① 各自治体、下記コールセンターまでお問い合わせ下さい。
② 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(2) 雇用維持・継続に向けた支援

(前頁から続く)

b 申請の受付・審査状況

迅速な支給を進めるため、日々進捗状況を確認し、必要に応じ労働局内の応援体制を確保した。

○ 支給申請・支給決定状況(令和4年1月末現在)

- ・ 雇用調整助成金……………支給申請件数 57,957件
支給決定件数 56,979件
- ・ 緊急雇用安定助成金…支給申請件数 15,638件
支給申請件数 15,593件

(イ) トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)に係る取組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、退職を余儀なくされた方の再就職支援策として創設されたトライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)の活用について、雇用調整助成金の周知と併せ事業主団体等へリーフレットを送付し採用意欲のある傘下企業への周知を依頼した。

また、より多くの事業主や求職者へ制度を知っていただくために、ラジオ出演による広報も行った。(令和3年8月30日(月) ラジオ福島「命を守る」コーナー)

○ 支給決定件数 3件(令和4年1月末現在)

令和3年12月21日から新型コロナウイルス感染症対応の「トライアル雇用制度」の対象者を変更しました

「トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)」は、より対象とする方に活用いただけるよう、以下のように対象者を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご確認ください。

対象者の一覧(新旧対象者)	旧対象者	令和3年12月21日以降 対象となる対象者をのぞく対象者
新型コロナウイルス感染症 対応(短時間)トライアル 雇用制度	雇用 4年以上の雇用をすべて満たす人 ・ 令和2年1月21日以前に、前年度 コロナウイルス感染症対応(事業主)に 応募した ・ 紹介日時点で、雇用している期間 が3カ月を超えている ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している	令和3年12月21日以降 対象となる対象者をのぞく対象者 ・ 紹介日において、雇用している (禁止) ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している
	雇用 4年以上の雇用をすべて満たす人 ・ 令和2年1月21日以前に、前年度 コロナウイルス感染症対応(事業主)に 応募した ・ 紹介日時点で、雇用している期間 が3カ月を超えている ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している	令和3年12月21日以降 対象となる対象者をのぞく対象者 ・ 紹介日において、雇用している (禁止) ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している
	雇用 4年以上の雇用をすべて満たす人 ・ 令和2年1月21日以前に、前年度 コロナウイルス感染症対応(事業主)に 応募した ・ 紹介日時点で、雇用している期間 が3カ月を超えている ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している	令和3年12月21日以降 対象となる対象者をのぞく対象者 ・ 紹介日において、雇用している (禁止) ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している
	雇用 4年以上の雇用をすべて満たす人 ・ 令和2年1月21日以前に、前年度 コロナウイルス感染症対応(事業主)に 応募した ・ 紹介日時点で、雇用している期間 が3カ月を超えている ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している	令和3年12月21日以降 対象となる対象者をのぞく対象者 ・ 紹介日において、雇用している (禁止) ・ 紹介日において、数ヶ月以内の 離職に書くことも希望している

「トライアル雇用」とは？

トライアル雇用とは、就業先へ移行することを目的に、一定期間(原則3か月)試行雇用することになります。
 週30時間以上の就業先への移行をのぞくコースと、週20時間以上30時間未満の就業先への移行をのぞくコースがあります。

トライアル雇用(原則3か月) → 期間の定めのない雇用(就業先採用)

トライアル雇用期間中は、就業先への移行が認められ、試用期間中の給与は、就業先への移行後と同様となります。

▶ 本制度の適用にあたっては、各種要件があります。
 ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
- (2) 雇用維持・継続に向けた支援

(前頁から続く)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の周知及び申請受付、支給決定

a 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の周知広報

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により事業主に休業を命じられた中小企業労働者等のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者からの申請により、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を支給する支援策について、対象労働者の要件や申請方法等を労働局ホームページに掲載、各ハローワークにおいて周知広報した。

また、大企業の一部非正規労働者への対象労働者の拡大や度重なる対象期間・申請期限の延長についても、労働局・ハローワークと連携し、周知広報を行った。

b 申請書類の受付・審査体制

申請書類の審査等を行う「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金集中処理センター」を設置し、受付審査を行った。

集中処理センター長以下50名の体制に加え、労働局職員もシフト制を敷いて駐在し、任期付職員・相談員の指揮・指導を行いつつ、局・センター間の連絡調整、申請書類の審査を行うなど、労働局を挙げての応援体制を構築し、迅速な支給決定手続きを行った。

c 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請・支給決定状況

(令和4年1月31日現在)

- 支給申請件数 35,985件
- 支給決定件数 29,616件

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (概要)

概要
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者等のうち、休業手当の支払いを受けられなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

- 対象者**
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、
①令和2年4月1日(令和2年3月11日)以降に事業主に休業を命じられた中小企業の労働者
②令和2年4月1日(令和2年3月11日)以降に令和2年9月30日までの期間3年1月9日(令和2年11月7日)以降に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※1)
※1 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※2)
- 支給金額の算定方法**
休業前の1日当たりの平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 休業した又は労働者の事実で休んだ日数)
① 1日当たりの平均賃金 10,000円(※2) × (令和3年4月までは1,000円)以上
※1 休業期間: 令和2年4月1日(令和2年3月11日)以降の期間(※3)
※2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給対象となる労働者のうち、休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※4)
※3 休業期間: 令和2年4月1日(令和2年3月11日)以降の期間(※5)
※4 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※6)
※5 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※7)
※6 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※8)
※7 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※9)
※8 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※10)
※9 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※11)
※10 令和2年11月7日以前に休業期間中に事業主が未払いの賃金(休業手当)を支払った労働者(※12)
- 申請期間**
令和2年10月～令和3年9月
令和3年10月～11月
令和3年10月～11月
令和4年2月28日(月)
- 休業/支給期間**
令和2年4月～6月
令和3年12月31日(金)
令和3年1月8日～9月(※13)
令和3年10月～11月
令和4年2月28日(月)

問い合わせ
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-221 (受付時間: 月～金 8:30～20:00、土日祝: 8:30～17:15)

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
 - (2) 雇用維持・継続に向けた支援

(前頁から続く)

(エ) 産業雇用安定助成金にかかる周知・活用促進

a 福島県在籍型出向等支援協議会の設置等

4月13日に「福島県在籍型出向等支援協議会」を設置・開催し、産業雇用安定助成金を利用した在籍型出向支援を推進するため、当局で作成したリーフレットについて各構成機関へ周知依頼し、当該助成金の活用促進を図った。

また、企業から在籍型出向の相談があれば当該リーフレットを活用して公益財団法人産業雇用安定センターへ連絡するよう案内した。

令和4年1月17日に第2回福島県在籍型出向等支援協議会を開催し、各構成機関に対して全国の事例を周知するとともに、今後の連携の取り組みについて意見交換を行った。

b 周知広報等

福島労働局HPのトップページに「在籍型出向支援特設サイト-雇用シェアリング-」を開設し、当該助成金制度について広く発信するとともに、公益財団法人産業雇用安定センターと定期的に情報交換を行い、在籍型出向情報について情報共有した。

c 産業雇用安定助成金の取扱状況(1月31日現在)

- 出向実施計画届受理件数・・・14件(計画届提出件数:15件)
- 支給申請受理件数・・・・・・・・22件
- 支給決定件数・・・・・・・・12件

新型コロナウイルス感染症の影響で、従業員の方を休業させている・させたい事業主の皆様へ

産業雇用安定助成金のご活用をご検討ください。

従業員の方を休業させたい場合、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金が利用可能ですが、**産業雇用安定助成金**は、従業員を、人材を求め他の企業に**在籍型出向**をさせることで、**出向先・出向先企業の能力・助成金を活用**します。

長期の休業による従業員の方のモチベーションの低下を防ぎたい、新型コロナウイルス対策に、従業員の方に産業種等での経験を積ませて会社全体のレベルアップを図りたい、といった事業所の方は利用をご検討ください。

在籍型出向について知りたい、産業雇用安定助成金について詳しく知りたい。

- ・ガイドブックをご覧ください。
- ・リーフレットをご覧ください。
- ・福島労働局職業対策課(024-529-5409)にご連絡ください。

出向先企業を探したい、出向契約の結び方を知りたい。

- ・裏面の「連絡票」に記載の上、産業雇用安定センターにFax又は郵送をしてください。
- ・訪問時によりご相談に応じてながら、出向先企業とのマッチングをお手伝いします。

福島労働局・ハローワーク

人手不足でお困りの事業主の皆様へ

産業雇用安定助成金のご活用による、在籍型出向の受け入れをご検討ください。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小している事業主が、従業員の雇用を維持するために、従業員を他の企業に**在籍型出向**させる場合に、**出向先・出向先企業の能力に助成金を活用**する**産業雇用安定助成金**を創設しました。

人材を求めているにもかかわらず求職者がいないために働き手を確保したい、自社や業界で働くことでは事内容をもっと理解してほしい、といった事業所の方は利用をご検討ください。

在籍型出向について知りたい、産業雇用安定助成金について詳しく知りたい。

- ・ガイドブックをご覧ください。
- ・リーフレットをご覧ください。
- ・福島労働局職業対策課(024-529-5409)にご連絡ください。

在籍型出向を受け入れたい、出向契約の結び方を知りたい。

- ・裏面の「連絡票」に記載の上、産業雇用安定センターにFax又は郵送をしてください。
- ・訪問時によりご相談に応じてながら、出向先企業とのマッチングをお手伝いします。

福島労働局・ハローワーク

公益財団法人 産業雇用安定センター 令和 年 月 日

FAX 024-523-4521

郵送の場合は、下記の住所までお願いします。

出向先希望企業主連絡票

◎事業所名: _____

◎所在地: _____

◎業 種: 建設業・製造業・運輸業・卸売業・小売業・宿泊業 (その他())

◎電話番号: _____

◎担当者名: _____

公益財団法人産業雇用安定センター 福島事務所 電話 024-523-4520
〒960-8031 福島市栄町6-6 NIFビル3F/4F/10階 FAX 024-523-4521

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
- (2) 雇用維持・継続に向けた支援

(前頁から続く)

(オ) 企業への啓発指導の実施

特別相談窓口に寄せられた相談、ハローワークに届けられた届出及び各種情報から、感染症の影響による大量の解雇、雇止め、採用内定取消及び退職勧奨等が行われるおそれのある事案について、労働基準関係法令違反の未然防止が図られ適切な労務管理がなされるよう企業への啓発指導を行った。

○啓発指導実施件数 53件(令和4年1月末現在)

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(3) 各種休暇制度の導入支援

新型コロナウイルス感染症に関連する特別休暇や病気休暇等の休暇制度について
 (ア) 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」・母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

(イ) 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

(ウ) 両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

(エ) 新型コロナウイルス感染症による休業等対応助成金

(オ) 働き方改革推進支援助成金「労働時間短縮・年休促進支援コース」

などの助成金について、毎月の定例報告会、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知し、同助成金を活用した有給の休暇制度の導入を勧奨した。

各種助成金の支給申請・支給決定状況(2月10日現在)

各種助成金	支給申請	支給決定
両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」	25	23
母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	10	9
両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」	2	2
両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」	67	56
働き方改革推進支援助成金「労働時間短縮・年休促進支援コース」	239	116

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(4) 職場における感染症防止対策等の推進

(ア) 労使関係団体等への要請

労使団体や業種別団体などの経済団体(132団体)に対し、緊急事態宣言の発出等により改正された政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」における人との接触を低減する取組(テレワーク、時差出勤等)、「感染リスクが高まる5つの場面」等を避ける行動の徹底等を踏まえ、労働者が安全・安心して働ける環境づくりに取り組んでいただくよう、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理」について、周知協力の要請を行った。

○ 要請4回(4月27日、5月11日、5月18日、7月14日)

(イ) 事業場に対する取組状況の確認及び指導

事業主や事業場担当者と接する機会を活用し、職場において特に留意すべき「5つのポイント」及び「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を手交し、事業場における感染防止対策の取組状況を確認し、取組が十分でない場合は、手交したリーフレットを活用し、対策を検討するよう指導を行った。

○ 監督署等の窓口における対応件数 7,437件(令和4年1月末現在)

○ 事業場への訪問等における対応件数 523件(令和4年1月末現在)

(ウ) 労災保険請求に係る相談等

労働者等から労災保険請求に関する相談があった際には、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険の取扱いについて懇切・丁寧に説明を行った。

また、集団感染が発生した事業場に対しては、積極的に労災保険請求がなされるよう、請求勧奨を行った。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(5) 福島労働局職員の感染症防止行動の徹底

- ・ 職員の新型コロナウイルス感染拡大防止への取組み
福島労働局においては、令和2年4月14日付けで「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る福島労働局の基本方針」(以下「福島局基本方針という。」)を策定し、職員の感染拡大防止行動や体調不良となった場合の対応、外出自粛要請等があった場合の人員体制の確保等について定めている。
具体的には
 - a 感染拡大防止のためマスク着用、手洗い、うがい、消毒、換気の勧奨を施設に掲示し、職員及び利用者へ周知すること
 - b 職員及び利用者への感染防止のため、施設にアルコール消毒液を設置するとともに、窓口にはパネル等を設置し、対応する職員にはマスク着用を義務付け
 - c 感染拡大防止を図るため、会議等を自粛し、やむを得ず開催する場合は、密集・密接・密閉の三密を避けるため、参加人数を最小限とし、距離の確保や換気の確保に努め実施すること

等のことについて、全職員へ周知徹底を図っている。

また、福島県内の感染急拡大に伴い、職員のまん延防止等重点措置対象区域との往来自粛や、テレワーク、時差出勤などを積極的に実施し、職員の感染や、それに伴う庁舎の閉庁が発生しないよう、取り組んでいる。

【福島労働局(※)職員の感染状況(令和4年2月10日現在)】

・感染者数:4名(家族感染)

・閉庁件数:0件

※管内の労働基準監督署及びハローワークを含む

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(ア) 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

a 労働基準監督署の労働時間相談・支援班による支援

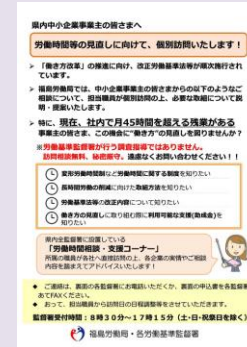
各監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、労働時間に関する法制度の周知や36協定の適正化について指導を行うとともに、労働時間相談・支援班による説明会の開催や、事業場のニーズを踏まえた個別訪問を継続的に実施した。

○説明会実施回数 91回

(令和4年1月末現在)

○個別訪問支援件数 789件

(令和4年1月末現在)



監督署名	電話番号	FAX番号	管轄区域
福島監督署	024-530-4611	024-530-4614	福島市、二本柳町、伊達市、伊達郡、東田原郡
郡山監督署	024-822-1270	024-822-7123	郡山市、磐前町、東磐前町、新井町
いわき監督署	0246-23-2220	0246-23-1267	いわき市
会津監督署	0242-29-6664	0242-29-4468	会津若木市、大田原市、会津美津子町、会津坂本町
須賀川監督署	0249-25-2619	0249-25-2520	須賀川市、東須賀川町
北相馬監督署	0246-24-1261	0246-24-1261	北相馬郡、柳川町、東柳川町
南相馬監督署	0241-22-4251	0241-22-4212	南相馬郡、新井町、新井町、新井町、新井町
磐前監督署	0246-36-4173	0246-36-4176	磐前町、磐前町、磐前町
茨城監督署	0240-22-2823	0240-22-2827	茨城県

b 福島働き方改革推進支援センターの設置

令和3年4月より「福島働き方改革推進支援センター」(委託先:福島県社会保険労務士会)を設置し、電話・メール、来所相談、セミナー等を実施し、働き方改革の周知や改正法の内容、関係助成金について浸透を図っている。

c 働き方改革を支援するための「働き方改革推進支援助成金」の周知

- ・ 助成金一覧表を作成し、労働局ホームページに掲載した。
- ・ 商工会議所、商工会等へメールマガジンを配信し助成金の情報提供を行った。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(前頁から続く)

- d 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導等
企業に対する個別訪問やワークショップを通じて、働き方・休み方の改善を促した。

(イ) 長時間労働につながる取引環境の見直し

中小企業の労働基準関係法令違反の背景に、親事業場の下請代金遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等違反が疑われる場合には、丁寧に説明の上、中小企業庁等に通報することとしていたが、通報実績はなかった（令和4年1月末現在）。

(ウ) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得義務化の周知に加え、時間単位の年次有給休暇の導入促進を図るため、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係行政機関及び各商工団体魅力ある職場づくり推進協議会関係団体等あてポスター及びリーフレットを送付し、広報を行った。

また、職場環境の整備や柔軟な働き方がしやすい環境整備等に関するさらなる取組を企業トップに働きかける労働局幹部による企業訪問時に、直接企業にリーフレットを手交することにより、年次有給休暇の更なる取得促進を図った。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(前頁から続く)

(エ) 関係機関と連携した取組の推進

a 福島県雇用対策協定

福島県と連携を図りながら、働き方改革に関する支援についての周知広報・啓発に取り組んだ。

○第1回福島県雇用対策運営協議会の開催(4月開催)

○第2回福島県雇用対策運営協議会の開催(9月書面にて開催)

○局幹部の県内の主要企業トップへの訪問1社(今後、県幹部同行予定)
訪問後、当該企業の先進的な取組を当局HPで紹介した。

HP掲載企業数21社(2月10日現在)

「魅力ある職場づくり」推進に向けた各企業の取組

佐藤工業株式会社 様

会社概要

事業内容 建設業
所在地 福島市泉字清水内1番地

当社の働き方改革の主な取組

＜働き方改革を2019年度より重点施策と掲げ、特に、社員の意識改革、組織・環境の整備、業務の効率化が必要不可欠、との認識のうえ、様々な独自制度を導入。取組の一部は下記のとおり。＞

- ・労働時間の管理は、スマートフォンにも対応した勤怠管理システムを導入し、集計作業の効率化、労働時間の見える化を進めている。
- ・コロナ禍でも対応できるテレワーク環境を整備している。また、WEB会議を積極的に推進し、移動時間の削減の結果、労働時間の改善に繋がっている。
- ・昨年度、会社の10年後を見据えた「佐藤工業20ー30プロジェクト」(若手から中堅社員が中心)を立ち上げた。現在、2チームで「地域貢献活動」と「広報活動」について、検討・議論をしている。
- ・40才以上の社員を対象として人間ドック費用全額負担の実施(※希望する全ての配偶者(年齢制限なし)も含む)、ワクチン接種の一部補助、資格取得補助等、様々な福利厚生制度を整備している。

左から 八巻代表取締役社長 河西労働局長 金澤雇用労政課長

意見交換の様子

b 魅力ある職場づくり推進協議会の開催

11月22日に、政労使を構成員とする魅力ある職場づくり推進協議会を開催し、各構成員の取組と現在の目標の進捗状況及び「2021年度福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」について確認した。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(前頁から続く)

(オ) 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善

a 自動車運送業

- ・ 福島県トラック協会と連携し、同協会主催の講習会(動画配信により実施)において、運送事業者を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等の理解促進のための集団指導を実施した(9月)。
- ・ 東北運輸局福島運輸支局と連携し、福島県トラック協会の非会員運送事業者を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等の理解促進のための集団指導を県内4地区(いわき、福島、郡山、会津)において実施した(11月、12月)。
- ・ 荷主、トラック運送事業者、関係団体等で構成する「トラック輸送における取引境・労働時間改善福島県協議会」において、トラック運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組による環境整備について協議を行った(12月、3月予定)。

b 建設業

- ・ 福島県建設業協会、福島県建設産業団体連合会、福島県等で構成する「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会」を開催した(6月)。
同協議会において、県内3地域(いわき、郡山、会津)で、福島県建設業協会の非会員事業場を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等の理解促進のための説明会を実施することを決定し、同説明会を実施した。(10月11月)。

(カ) 長時間労働の是正に向けた監督指導等の実施

- ・ 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間・過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に監督指導を実施した。
 - 監督指導件数 226件(令和4年1月末現在)
- ・ 監督署において福島働き方改革推進支援センターと連携して、長時間労働の是正のための説明会を実施した。
 - 説明会 91回(令和4年1月末現在)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(前頁から続く)

- ・ 令和2年11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として実施した過重労働に関する重点監督の結果を公表した。(6月)
- ・ 令和3年11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として、長時間労働の是正に向けた集中的な周知・啓発等を行い、過労死等防止対策推進シンポジウムを福島市で開催した(11月)。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

イ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(ア) パートタイム・有期雇用労働法履行確保のための事業所に対する調査指導の実施
○パートタイム・有期雇用労働法関係調査指導件数 78件(2月10日現在)

(イ) 福島働き方改革推進支援センターによる支援
同一労働同一賃金の導入について、労務管理等の専門家による相談、セミナー等を行った。

パートだから… 契約社員だから…

「仕方がない」と思っていますか?

正社員と比べて、こんな差ありませんか?

- 基本給
- 賞与
- 手当

「仕方がない…」と諦める前に

パートタイム労働者・有期雇用労働者は
正社員との同等待遇について
事業主に説明を求めることができます。

パートタイム・有期雇用労働法
2021年4月1日全面施行

中小企業にも適用されました

厚生労働省 福島県労働局雇用環境・均等部(座)

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

- 不合理的な待遇差は禁止です**
事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、雇うの目的や性質に照らして、不合理的な待遇差を設けてはなりません。
- 待遇差の内容や理由について説明を求めることができます**
パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。
また、説明を求めた労働者に対する不利な取扱いが禁止されています。
- 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます**
労働局労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、**福島県労働局雇用環境・均等部(座)**へ

電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
北河原 011-709-2215	東京 03-3512-1611	波島 077-523-1190	磐川 087-811-8924
青野 017-734-4211	神保町 045-211-7380	京橋 075-241-3212	渡根 089-935-5222
岩手 019-604-3010	新屋 025-268-3511	大塚 06-6941-8940	高知 088-885-6041
喜城 022-399-8844	喜山 076-432-2740	民原 078-367-0820	宿原 092-411-4894
歌田 018-462-6684	石川 076-265-4429	津島 0742-32-0210	佐賀 0952-32-7218
山形 023-624-8228	榎井 0776-22-3947	和歌山 073-488-1170	基崎 095-801-0050
菅原 024-836-4609	山梨 055-225-2851	津取 0857-29-1709	熊本 096-352-3865
京橋 029-277-8295	美野 026-227-0125	鳥取 0852-31-1161	大分 097-532-4025
新木 028-639-2795	岐阜 058-245-1550	岡山 086-225-2017	宮崎 0985-36-8621
藤屋 027-996-4739	静岡 054-252-5310	広島 082-221-9247	鹿児島 099-223-8239
埼玉 048-600-6210	徳島 085-857-0312	山口 083-995-0390	沖縄 098-868-4380
千葉 043-221-2907	三重 059-226-2318	奈良 084-652-2718	

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、**厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特設ページ)**へ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuisyo/bunryu/0000144972.html>

パート・有期労働者トラブルサイトで、パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。
<https://part-tanji.kan.mhlw.go.jp/>

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ウ「新しい働き方」に対応した雇用型テレワークの導入・定着促進

(ア) 労働基準監督署の労働時間相談・支援班及び福島働き方改革推進支援センターによる支援

雇用型テレワークについて、ガイドラインに沿った適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、各監督署の労働時間相談・支援班員及び福島働き方改革推進支援センターによる説明会や事業場に対する個別訪問により細やかな相談・支援を継続的に実施した。

(イ) 人材確保等支援助成金(テレワークコース)の周知広報

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業を支援するために設けられた同助成金を商工団体等に対しメールマガジンにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。実施計画認定1件(2月10日現在)

中小企業事業主の皆さまへ 令和3年12月21日改正

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、支援することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主(※)を支援します！

※テレワーク制度を、新規に導入する事業主の皆さん、**試行的に導入している又は試行的に導入して引き続き事業主を募集と応募者**！

支給条件及び支給額等の概要は、詳細は実施要領等をご確認ください。

① 職種等導入助成	② 目標達成助成
支給要件 <ul style="list-style-type: none"> 新たに、テレワーク導入する制度を規定した就業規則又は就業規則を制定すること。 テレワーク実施計画(導入後12か月以内、導入等導入進捗の進捗報告書)を提出すること。 評価期間(目標達成助成)に於いて、テレワークに取組む割合が、次のとおりとなること。 評価期間(目標達成助成)に1回以上対象労働者のテレワーク実施率(※)が、20%以上となること。 評価期間(目標達成助成)に1回以上対象労働者がテレワークを実施した回数(※)が1回以上となること。 	支給要件 <ul style="list-style-type: none"> 評価期間終了2か月の経過年数が、計画提出日より12か月以内であること。 評価期間終了2か月の経過年数が5%以下であること。 評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワーク導入した労働者が、評価期間(目標達成助成)の労働時間、計画達成助成に於ける労働時間の割合が、次のとおりとなること。
支給額 支給対象総額の 30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数	支給額 支給対象総額の 20% (35%) ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

※①内は当該事業主が新規に導入する労働者

①就業規則、労働協約・労働協定の作成・変更
 ②外部専門家によるコンサルティング
 ③テレワーク推進研修等(※)の導入・活用

※以下の**テレワークコース**は、**人材確保等支援助成金**と並びます！

- ①フレックスタイム及びフェードアウトサービス
- ②遠隔デスクサービス
- ③クラウドサービス
- ④Web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ⑤ツール対策及びクラウドセキュリティサービス

⑥別途要する研修
 ⑦労働者に対する研修

⑧利用の妨げ防止等について、事業主と労働者を協議ください。

⑨労務管理に支障を及ぼす恐れがある場合、労働時間相談・支援班員が、事業主の方から訪問して、労務管理の改善を促す場合があります。

⑩テレワーク導入に際しては、テレワーク実施要領等(※)を、労働局ホームページ(※)にてご確認ください。

⑪http://www.aino.go.jp/aino_saido/aiho_19a10/010001/010001.html

ご利用の流れ

- テレワーク実施計画の作成・提出**
 - ① 実施計画(※)を作成し、労働時間相談・支援班員(※)に提出すること。
 - ② 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。
- 認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可視化する取組(※)を実施**

評価期間(職種等導入助成)に於いてテレワークを実施

 - ① 評価期間(職種等導入助成)に於いて、テレワークを実施すること。
 - ② 評価期間(職種等導入助成)に於いて、テレワークを実施すること。

※実施計画認定後(※)は、評価期間(職種等導入助成)に於いて、テレワークを実施すること。
- ①職種等導入助成に係る支給申請**
 - ① 評価期間(職種等導入助成)に於いて、7月以内に、労働時間相談・支援班員(※)に支給申請すること。
 - ② 評価期間(職種等導入助成)に於いて、7月以内に、労働時間相談・支援班員(※)に支給申請すること。

支給額の算出・同合せ表
- 評価期間(目標達成助成)に於いてテレワークを実施**
 - ① 評価期間(目標達成助成)に於いて、7月以内に、労働時間相談・支援班員(※)に支給申請すること。
 - ② 評価期間(目標達成助成)に於いて、7月以内に、労働時間相談・支援班員(※)に支給申請すること。

支給額の算出・同合せ表
- ②目標達成助成に係る支給申請**
 - ① 評価期間(目標達成助成)に於いて、7月以内に、労働時間相談・支援班員(※)に支給申請すること。
 - ② 評価期間(目標達成助成)に於いて、7月以内に、労働時間相談・支援班員(※)に支給申請すること。

支給額の算出・同合せ表

① 労働時間相談・支援班員(※)に提出すること。

② 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

③ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

④ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑤ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑥ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑦ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑧ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑨ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑩ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑪ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑫ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑬ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑭ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑮ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑯ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑰ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑱ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑲ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

⑳ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉑ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉒ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉓ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉔ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉕ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉖ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉗ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉘ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉙ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉚ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉛ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉜ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉝ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉞ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㉟ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊱ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊲ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊳ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊴ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊵ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊶ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊷ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊸ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊹ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊺ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊻ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊼ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊽ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊾ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

㊿ 労働時間相談・支援班員(※)より、実施計画の認定を受けること。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

エ パワーハラスメント防止対策の推進

・ 改正法及び指針内容等の周知

改正労働施策推進法によりパワーハラスメントを防止するための措置が令和2年6月から大企業に義務付けられたこと、また、中小企業については令和4年4月から義務化されることから関係機関と連携し、「魅力ある職場づくり推進セミナー2021」を県内4会場で実施し法内容を周知した。

○11月24日会津若松市

○12月16日郡山市

○12月9日福島市

○1月20日いわき市

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

オ 副業・兼業を行う労働者の健康確保の推進

・ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に定められた副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理のルールについて、監督署等の窓口や企業・労働者からの相談時等に周知を実施した。

また、副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、「副業・兼業労働者の健康診断助成金」についても、福島労働局ホームページに掲載するとともに、監督署窓口等において周知を図った。

副業・兼業の促進に関する ガイドライン

わかりやすい解説

・ 本パンフレットでは、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の内容についてわかりやすく解説します。

・ ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省ホームページの以下のページにまとめて掲載していますので、こちらをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



(2020.11)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と
職場定着に向けた取組ア 正社員転換・待遇改善実現に向
けた取組

(ア) 正社員求人の確保等と就職支援

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けて、正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換働きかけ等による正社員求人の確保等、正社員就職等の実現に向けた取組を推進した。

【令和3年度目標】

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 18,611人
- ハローワークにおける正社員求人数 84,040人

a 正社員就職件数(令和3年12月末現在)

正社員求人に応募するメリットの説明、求職者担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、9,593人(前年同期9,111人)が就職した。

b キャリアアップ助成金の活用による正社員転換数(令和3年12月末現在)

キャリアアップ助成金を活用して、有期契約から正規雇用等に転換した労働者は282人(前年同期251人)となった。

※目標進捗率(a+b) 53.1%(9,875/18,611)

c 正社員求人数(令和3年12月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、60,682人分(前年同期56,987人)の正社員求人を受理した。

※目標進捗率(C) 72.2%(60,682/84,040)

【参考】令和2年度

- 正社員就職・転換数・・・実績12,780人(目標18,611人)
- 正社員求人数・・・・・・・実績77,099人(目標84,040人)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と 職場定着に向けた取組

イ 若者の就職支援と職場定着に向 けた取組

(ア) ユースエール認定企業制度の普及拡大

a 制度の周知広報

- ・ 8月に開催した就職面接会において、参加事業所174社に対しユースエール認定制度に関するリーフレットを配付した。
- ・ 県内各地区ごとのユースエール認定企業を掲載したPR用リーフレットを作成し、高等学校に対し校内への掲示および生徒への配布を依頼した。

b ユースエール認定に向けた事業所への認定勧奨

- ・ ハローワーク窓口において、求人受理等の機会を捉えて認定勧奨を実施した。
- ・ 労働局およびハローワークにおいて、ユースエール認定勧奨のための事業所訪問を実施した。
 - 事業所訪問件数 38件（令和4年1月末現在）

c 認定状況

○ 認定企業数・・・54社（令和4年1月末現在）

（平成27年度：1社、平成28年度：4社、平成29年度9社、平成30年度：15社、令和元年度：8社、令和2年度：9社、令和3年度：8社）

※認定数は全国1位（令和4年1月末現在）

(イ) 労働関係法令違反を繰り返す求人者からの求人不受理の取組

労働関係法令に違反した事業所からの求人を不受理とすることにより、新卒採用時のトラブル防止を図った。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進

ア 女性の活躍の推進

- (ア) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出義務のある企業(労働者数301人以上)に対し届出及び公表を確実に実施するよう文書を送付した。併せて女性活躍企業データベースによる公表勧奨した。
また、令和4年4月1日より一般事業主行動計画策定届の届出義務企業が現在の301人以上から101以上に拡大されることから周知・届出促進計画に基づき、個別企業へ周知文書を送付した。(382社)
○ 届出状況 義務企業 169社中168社(2月10日現在)(届出率99.4%)
- (イ) 改正女性活躍推進法の周知
令和4年4月1日より一般事業主行動計画の策定義務企業が常用労働者数 101人以上に拡大されるところから「魅力ある職場づくり推進セミナー2021」を県内4会場で実施し法内容を周知した。
○11月24日会津若松市 ○12月16日郡山市 ○12月9日福島市 ○1月20日いわき市
- (ウ) えるぼし及びプラチナえるぼし認定制度の周知
女性活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施した。
認定制度に関心のある企業については認定申請に向け支援を行った。
○ 申請状況 認定2社(えるぼし認定) 2月10日現在
公益財団法人金森和心会
社会福祉法人信達福祉会
○ 報道実績 地元紙2社



(エ) 母性健康の周知

関係機関に依頼して、労働者、事業主、医療関係者等に対し、7月1日から改正された母性健康管理指導事項連絡カードの新様式と併せて周知を図った。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

- (ア) 改正育児・介護休業法の周知
令和4年4月1日より順次、施行される改正育児・介護休業法について「魅力ある職場づくり推進セミナー2021」を県内4会場で実施し法内容を周知した。
○11月24日会津若松市 ○12月16日郡山市 ○12月9日福島市 ○1月20日いわき市
- (イ) 助成金の活用による職場環境の整備
両立支援等助成金について、労働局ホームページに掲載し周知している。
- (ウ) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の計画期間が終了した企業に対し、計画更新するよう促す文書を送付した。
- (エ) くるみん・プラチナくるみん認定制度の周知
認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開した。
 - 申請状況 認定6社(2月10日現在)
福島トヨペット株式会社(プラチナくるみん認定)
ネットヨタノヴェルふくしま株式会社(くるみん認定)
社会福祉法人天心会(くるみん認定)
株式会社エフコム(くるみん認定)
陸奥テックコンサルタント株式会社(くるみん認定)
会津オリンパス株式会社(くるみん認定)
 - 報道実績 地元紙2社



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進

ウ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進

(ア) 不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備

改正一般事業主行動計画策定指針に「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が盛り込まれたことを周知し、企業に対して、行動計画に当該措置を盛り込むよう働きかけを行っている。

(イ) 助成金の活用による休暇制度の導入促進

商工会議所、商工会等へメールマガジンを配信し不妊治療と仕事の両立を支援する助成金及び「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」の情報提供を行った。

また、労働行政関係助成金の案内を作成し労働局ホームページへ掲載・周知している。

事業主の皆さまへ

不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内

「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」など

「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」

支援対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・育休の活用等について、次の①～④のいずれか又は労働協約の締結について、労務担当者や人事担当者に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度・育休支援制度を利用させた中小企業事業主

① 不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可） ② 所定外労働時間短縮制度
③ 降休労働制度 ④ 短時間勤務制度 ⑤ フレックスタイム制 ⑥ テレワーク

支給要件

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- 不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズ調査の実施
- 整備した上記①～④の制度について、労働協約又は就業規則への規定及び周知
- 不妊治療を行う労働者の対象に該当し、支援する「両立支援等助成金」の申請
- 「両立支援等助成金」が不妊治療を行う労働者のために「不妊治療両立支援プラン」を策定

支給額

次の条件を満たした場合は、A、Bそれぞれが支給されます。

A 「設備整備、休日の取得等」
支給要件の全てを満たし、最初の労働者が、不妊治療のための休暇制度・育休支援制度を会社に導入した場合
1 中小企業事業主 2 8.5万円（3 6万円）

B 「休暇制度の整備」
上記Aを要しない事業主であって、労働者に不妊治療休暇制度を20日以上適用して取得させ、就業協に活用させた場合は上記支給額に引き上げ
1 中小企業事業主 2 8.5万円（3 6万円） 1 事業主当たり1年間に5人まで

※A、Bとも、4ヶ月以内の申請期間とし、2回申請可能

不妊治療のための休暇制度を導入したい場合は、以下の助成金も活用できます。

【働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）】

- 支給対象となる事業主：不妊治療等のために利用可能な休暇制度（多目的・特定目的とも可）を整備した中小企業事業主
- 対象経費：労務部門によるコンサルティングや就業規則等の作成・変更などの休暇制度の導入に掛かる経費
- 支給額：上限5 0万円（労務経費の3/4、一次の条件を満たした場合4/5）

厚生労働省

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）についてよくある質問

Q 「社内ニーズ調査」とは何でしょうか？

A 不妊治療と仕事の両立に際して、労働者が抱えている懸念や支援について把握するためのものです。協定にアンケート調査を実施することや、既に実施している自己申告制度を活用することが考えられます。

Q 両立支援等助成金とはどのような方が当てはまりますでしょうか？

A 人事労務担当者や従業員関係スタッフ等が考えられます。不妊治療を受ける労働者の相談に対応し、労働者一人ひとりの「不妊治療両立支援プラン」を策定し支援する者として事業主に活用されている、設備や制度などに関与、参画し、厚生労働省で採、人事労務関係者のマニュアルを参照してください。ご活用ください。<https://www.mhlw.go.jp/funya/kyoyakusiro/pamphlet/01/308.pdf>

Q 不妊治療両立支援プランとはどのようなものでしょうか？

A 両立支援等助成金が、不妊治療を受ける労働者から利用したい休暇、取得方針の希望などを踏まえて、事業主の意向や、その際の業務分担の調整などの観点から、労働と両立しやすい環境整備を促した上で策定するプランです。

■行動計画策定支援の取組について

労働行政関係関係機関との連携が促進され、労働者が行動計画策定に活用できることが望ましいと期待されています。「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が盛り込まれた、令和3年4月から適用となる助成金の活用が期待されています。不妊治療を受ける労働者に対する支援を促すための取組を積極的に進めてください。URL: <https://www.mhlw.go.jp/funya/kyoyakusiro/pamphlet/01/308.pdf>

都道府県	電話番号	受付時間	担当部署	電話番号	受付時間	担当部署
北海道	011-209-2733	常時	労働局	077-833-1180	常時	労働局
青森県	017-744-4231	常時	労働局	075-243-2504	常時	労働局
岩手県	019-609-3919	常時	労働局	06-6341-6030	常時	労働局
宮城県	022-261-8814	常時	労働局	078-362-0700	常時	労働局
秋田県	018-862-6684	常時	労働局	0742-25-0216	常時	労働局
山形県	022-528-8222	常時	労働局	077-488-1179	常時	労働局
福島県	024-236-4889	常時	労働局	057-259-1761	常時	労働局
茨城県	030-277-8239	常時	労働局	081-20-7027	常時	労働局
栃木県	028-633-2796	常時	労働局	088-236-7630	常時	労働局
群馬県	027-896-4728	常時	労働局	082-22-9247	常時	労働局
埼玉県	048-800-6219	常時	労働局	081-933-3390	常時	労働局
千葉県	043-906-1840	常時	労働局	058-612-2078	常時	労働局

全庁窓口の経費や労務担当者へ、当該申請書のダウンロードはこちら。
 ■両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）
<https://www.mhlw.go.jp/funya/kyoyakusiro/pamphlet/01/308.pdf>
 ■働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）
<https://www.mhlw.go.jp/funya/kyoyakusiro/pamphlet/01/308.pdf>

※お問い合わせは、窓口で実施する労働協約の締結が完了していることをご確認ください。また、取組の進捗、ご質問、労働行政関係機関への相談は労働行政関係機関にご相談ください。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

- (3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進
 - エ 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

(ア) マザーズコーナーでの取組

ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図った。

○令和3年度(第3・四半期まで)の実績

新規求職者数	2,260人(前年同期 2,161人)
就職者件数	774人(前年同期 784人)

(イ) マザーズコーナーにおける求職者担当者制の実施

子育てしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者として、求職者担当者制による各種就職支援を行った。

○令和3年度(第3・四半期まで)の実績

担当者制支援による重点支援対象者数	744人(前年同期 744人)
上記支援対象者の就職者数	690人(前年同期 695人)
上記支援対象者の就職率	92.7%(前年同期 93.4%)

(ウ) 就職支援セミナーの実施

マザーズコーナー利用者向け就職支援セミナー開催状況(令和3年12月末現在)

- ハローワーク福島……………開催回数10回 参加者数62人(前年同期:1回12人)
- ハローワークいわき……………開催回数2回 参加者数9人(前年同期:開催なし)
- ハローワーク会津若松……………開催回数9回 参加者数30人(前年同期:4回 10人)
- ハローワーク郡山……………開催回数2回 参加者数22人(前年同期:開催なし)

(エ) 就職支援協議会の開催

「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会(6/25)」及び「地域子育て女性等の就職支援協議会(福島8/10、いわき7/29、会津若松7/13、郡山7/16)」を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行った。

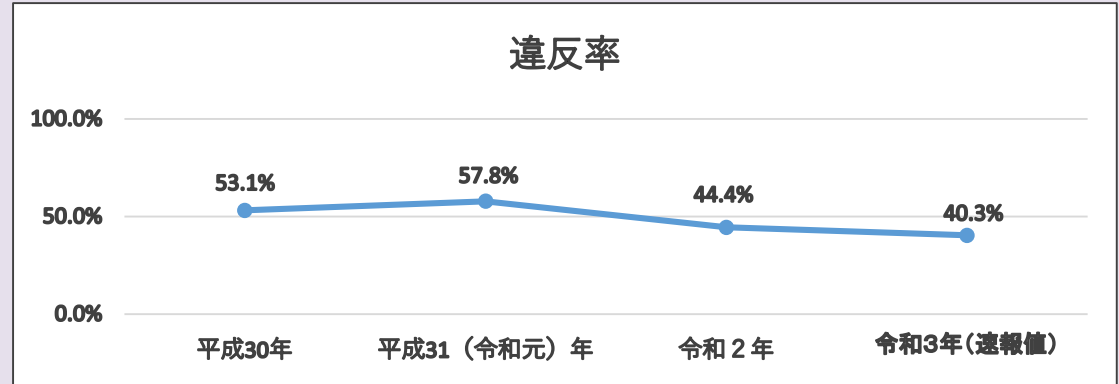
労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
 - ア 原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導等

- ・ 原発での廃炉作業に係る監督指導実施状況(1~12月)
監督指導実施件数340件、うち違反件数137件(違反率40.3%)



(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。

- 令和3年度 放射線管理計画受理件数 7件(令和4年1月末現在)
- 令和3年度 放射線作業届受理件数 316件(令和4年1月末現在)

(ウ) 関係機関等との連携

- ・ 東京電力及び元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月)
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会」に出席した。(6月、10月、2月)
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(9月、1月)

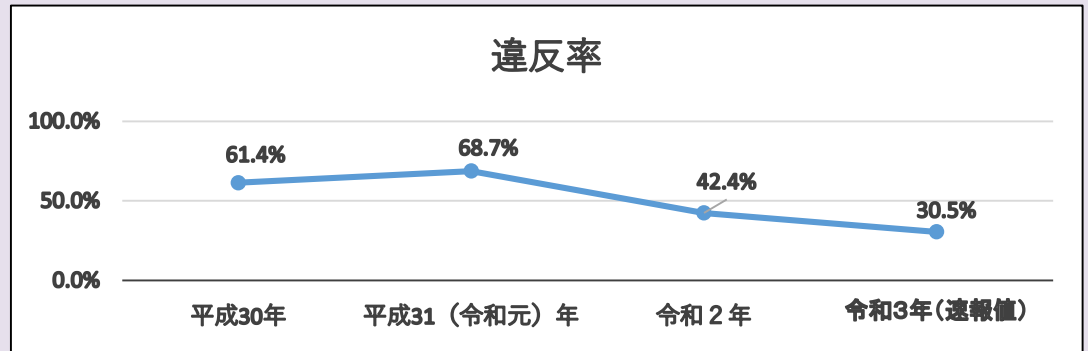
労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
 - イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

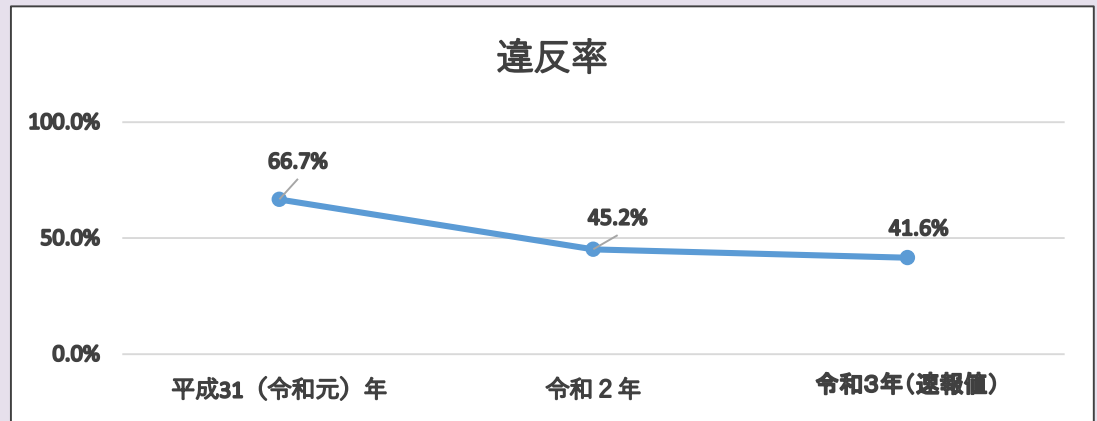
(ア) 監督指導等

- ・ 除染作業に係る監督指導実施状況(1～12月)
監督指導実施件数95件、うち違反件数29件(違反率30.5%)



※平成30年の数値は、汚染土壌等の搬入・搬出を行う事業場も含む。

- ・ 汚染土壌等の搬入・搬出業務等に係る監督指導実施状況(1～12月)
監督指導実施件数161件、うち違反件数67件(違反率41.6%)



労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
- イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(前頁から続く)

- (イ) 除染等の作業届に基づく指導
提出された作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。
○令和3年度 作業届受理件数 92件(令和4年1月末現在)
- (ウ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進
除染等業務に携わる従事者の被ばく線量などの情報を一元的に管理する「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加について、元請事業者に対する監督指導時等にパンフレットを活用し、周知等を実施した。
- (エ) 関係機関との連携
 - ・ 県内の発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月、8月)
 - ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)
 - ・ 環境省福島地方環境事務所主催の「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」総会(7月)や講話会(10月、12月)において、福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し労働災害防止について取組の強化を要請した。
 - ・ 除染除去土壌の搬出作業が行われている仮置場に対し、福島地方環境事務所、福島県と合同で安全パトロールを実施し、重機災害防止、除染電離則の基づく放射線障害防止を重点に指導を実施した。(11月)

労働行政の最重点施策

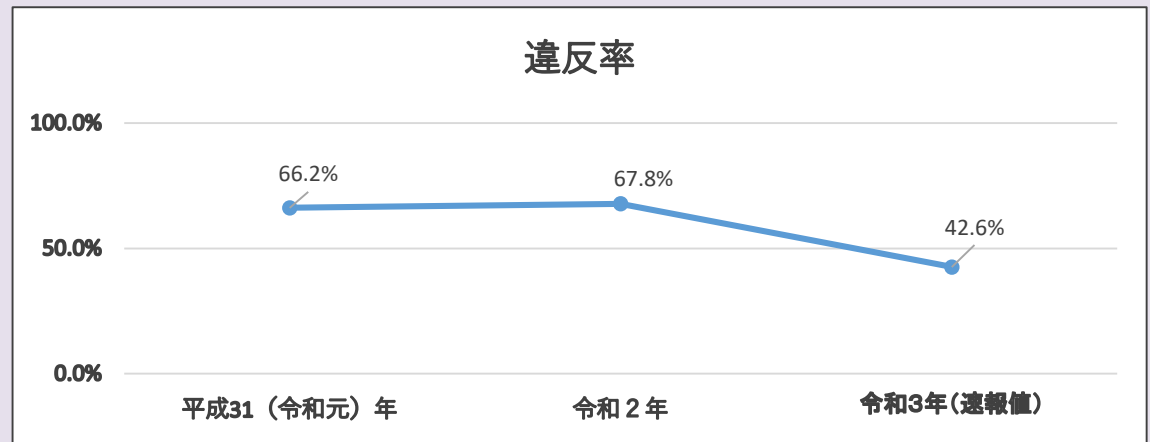
3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
- ウ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導等

中間貯蔵等(受入分別施設:9施設、土壌貯蔵施設:8工区、減容化施設:4施設)での事故由来廃棄物等の処分業務に係る監督指導実施状況(1~12月)

○監督指導実施件数101件、うち違反件数43件(違反率42.6%)



(イ) 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業届に基づく指導

提出された事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。

○令和3年度 作業届受理件数 45件(令和4年1月末現在)

(ウ) 関係機関等との連携

環境省福島地方環境事務所と連携し、「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催した。同協議会において、中間貯蔵施設関連事業の元請業者による取組事例の発表及び事例検討を行い、安全管理水準の向上、自主的な安全衛生活動の推進を図った。(6月、9月、1月)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
- エ 偽装請負・違法派遣対策の推進

(ア) 関係機関との連携による周知・啓発

令和4年1月26日に開催された、環境省福島地方環境事務所発注復旧・復興工事等暴力団排除対策協議会総会(環境省福島事務所主催、福島県警、元請事業者)で、偽装請負・違法派遣の防止について講演し、周知・啓発を行った。

その他、毎年、周知・啓発のため参加している以下の各種会議は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として中止されているため、主催者を通じて参加予定事業主等へ関係資料を配布し、周知啓発を行った。

【各種会議】

- 福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会(東京電力HD、福島県警、原発関係事業者、例年6月開催)
- 労働条件に関する法令遵守講習会(東京電力HD主催、原発関係事業者、例年4回開催)
- 東京電力安全推進協議会(東京電力HD主催、元請事業者[令和2年度は開催])

(イ) 廃炉作業等に従事する派遣元事業主に対する指導監督

労働者派遣事業者に対する定期指導において、廃炉作業等に従事する派遣元事業者を重点に選定し、偽装請負・違法派遣の防止のための指導監督、啓発を実施した。

なお、廃炉作業や除染現場での偽装請負・違法派遣の相談等については、迅速な調査・指導監督を実施した。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(ア) 福島県との連携による支援

福島県と雇用対策を効果的かつ一体的に実施し、震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組んだ。

(再掲) ○第1回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和3年4月)

○第2回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和3年9月書面開催)

○第3回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和3年11月書面開催)

○第4回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和4年1月)

(イ) 市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援

避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村から人材確保・人材育成ニーズを踏まえ、下記事業を実施した。

○雇用確保セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(9事業)

○雇用に係る支援制度研修会及び雇用確保セミナー:76社、89人(1月末までの実績)(前年同期 121社 121人)

○職業相談、各種技能講習等を行う「求職者向け就職支援に係る事業」(7事業)
避難者等職業相談事業:1,030人(1月末までの実績)(前年同期 1,056人)

○職場体験実習事業:24社、108人(1月末までの実績)(前年同期 47社、118人)

○合同就職面接会:6/25川俣会場:10社、27人 8/27南相馬会場:26社、47人
9/14富岡会場:16社、32人 10/22いわき会場:22社、57人 11/16広野・楢葉会場:24社、20人、11/25郡山会場:41社、82人 12/16双葉会場:11社、17人



労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(前頁から続く)

(ウ) 避難者及び帰還者に対するハローワークにおける雇用支援

- ・ ハローワーク富岡及び浪江町地域職業相談室において、避難者及び帰還者に向けた雇用支援を行った。

○令和3年度業務取扱状況

○令和3年度業務取扱状況				
	新規求職 申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
ハローワーク富岡	585(446)	2,232(1,721)	553(334)	208(135)
※令和3年12月末現在 ()は前年同期数				
	新規求職 申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
浪江町地域職業相談室	97	386	103	44
※令和4年1月末現在				

- ・ 県内5所(福島、いわき、郡山、相双、富岡)に職業相談員(帰還者支援分)を配置し、個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施した。
 - 避難者等の有効求職者数 80人(令和3年12月末現在)(前年同期 97人)
 - 避難者等の就職者数 86人(令和3年12月末まで)(前年同期 106人)
- ・ 宮城、山形、埼玉、東京、新潟及び大阪労働局内の8所に設置された福島就職支援コーナーにおいては、帰還希望者に対して担当者制による帰還、就職支援を行った。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(前頁から続く)

(エ) 避難全世帯への地元情報の発信

県内外の避難者全世帯に対し、福島県の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を発行した。(秋号:11月 51,500部発行)



(オ) 被災地の人材確保のための公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)等関係機関との連携

公益社団法人福島相双復興推進機構をはじめ、公益財団法人福島イノベーションコースト構想推進機構、ふくしま12市町村移住支援センター、福島県他関係機関を参集した「被災地企業への雇用確保」等に係る定例会議を開催し、被災地域へ進出する企業等に係る効果的な人材確保に向けた対応について協議、連携を図った。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

イ 浜通り地域への移住者・定住者の就労支援の推進

- ・ 先進的な誘致・進出企業への雇用確保を中核とした取組として、公益社団法人福島相双復興推進機構、公益財団法人福島イノベーションコースト構想推進機構の支援企業と地元の高校生の適切なマッチングを目的として高等学校進路指導担当教諭等と企業の採用担当者との情報交換会を11月に開催した。
また、福島県へのUIターン希望者への移住支援として、既移住者から、移住のきっかけ、仕事探しの方法、実際の生活環境等を聴取し、「ストーリー」としてとりまとめ、県内の求人情報や移住支援策と一元化し情報発信することを検討した。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

- (1) 労働条件の確保・改善対策の推進
ア 基本的労働条件の確立

イ 未払賃金立替払の適切・迅速な実施

- ・ 県内監督署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。
 - 監督実施件数 1,678件(令和4年1月末現在)
 - 集団指導件数 11件(令和4年1月末現在)

- ・ 解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告については、406件受理した。(令和4年1月末現在)

- ・ 事業活動停止等により、賃金支払を受けることができなくなった労働者に対し、監督署において、雇用契約先事業場の未払賃金立替払制度適用の認定、未払賃金額の確認業務を適切・迅速に行うことにより、救済を行った。
 - 認定申請 10件、うち6件認定(令和4年1月末現在)
 - 確認申請 53件、うち51件確認(令和4年1月末現在)

労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策
- (2) 最低賃金制度の適切な運営

(ア) 福島県最低賃金の改正及び広報

- ・ 6月24日に福島地方最低賃金審議会に福島県最低賃金の改正について諮問を行い、8月5日に同審議会から福島県最低賃金800円(時間額)を28円引き上げ828円に改正すべきとの答申があり、それを踏まえて改正決定し、10月1日から発効された。
- ・ 改定された福島県最低賃金について、県・市町村、事業者団体、金融機関等(計2,093件)へ周知・広報の協力を依頼した。(9月)
- ・ 福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちんKun」を用いた周知等を行った。(9月)
- ・ 最低賃金を引き上げやすい環境整備のための支援策「業務改善助成金」の利用勧奨について、事業者団体、社会保険労務士会等への説明や協力依頼を行った(8月～12月)。

(イ) 福島県特定最低賃金の改正及び広報

- ・ 7月26日に福島地方最低賃金審議会に特定最低賃金の改正の必要性の有無について諮問を行い、8月5日に同審議会から改正の必要性ありとの答申があり、5業種に係る特定最低賃金の改正について諮問し、各専門部会及び審議会の審議・答申を得て改正決定し、12月24日以降、順次発効された。

○福島県自動車小売業最低賃金

894円(26円引き上げ・令和3年12月24日発行)

○福島県輸送用機械器具製造業最低賃金

890円(20円引き上げ・令和4年1月13日発行)

○福島県計量器等製造業最低賃金

889円(21円引き上げ・令和4年1月13日発行)

○福島県電子部品等製造業最低賃金

856円(22円引き上げ・令和4年1月13日発行)

○福島県非鉄金属製造業最低賃金

886円(20円引き上げ・令和4年1月13日発行)

- ・ 改定された福島県特定最低賃金について、県・市町村、事業者団体等(計336件)へ周知・広報の協力を依頼した。(12月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進

福島県内の労働災害発生状況

	令和2年	令和3年	増減
死亡者数	20	17	-3(15.0%減)
死傷者数	2,001	2,413	+412(20.6%増)

※令和3年数値は令和4年1月末時点速報値、「死傷者数」は休業4日以上。

- 6月10日に「労働災害多発注意報」を発令
 県内の令和3年の休業4日以上の労働災害は4月末時点で753件と、昨年と比べ+287件、+61.6%の大幅な増加となったことから、今後の労働災害の発生増加に歯止めをかけるため、6月10日に県内に「労働災害多発注意報」を発令した(発令期間6月10日～12月31日)。
 期間中、次の4つの取組を強化して、関係機関等とも連携して重点的な取組を行った。
 - ① 転倒災害防止対策の強化
 - ・ 転倒災害を発生させた事業場に対する自主点検による指導の実施。(通年)
 - ・ 11月から「福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね!)」を展開。(11月～2月)
 - ② 墜落・転落災害防止対策の強化
 - ・ 建災防と共催で「福島県ゼロ災宣言運動2021」を実施。(8月～12月)
 - ③ 熱中症防止対策の強化
 - ・ ラジオCM、横断幕やのぼり旗の設置、投函チラシ掲載等による周知啓発。(6月～9月)
 - ④ 新型コロナウイルス感染症防止対策の強化
 - ・ 『感染拡大を防止するためのチェックリスト』による対策等の取組促進。(通年)
- 労働局長、建災防福島県支部、監督署による建設現場パトロールを実施して、労働災害多発注意報の4つの取組事項の実施状況について、確認を行った。(6月、12月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進

(前頁から続く)

(ア) 建設業

- ・ フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用等、高所作業現場における墜落・転落災害防止対策等について重点的に指導等を実施した。
- ・ 「労働災害多発注意報」発令中の取組の一環として、学校建築工事現場(伊達市 6月)、病院改築工事現場(郡山市 12月)に対し、福島労働局長により安全パトロールを実施し、転倒、墜落・転落災害防止や熱中症、新型コロナウイルス感染症予防対策を重点に指導を実施した。
- ・ 県内建設工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)
- ・ 森林土木事業に関わる建設業者が参加した「関東森林管理局 林業土木技術者研修会」(6月)、「福島県森林土木建設業協会安全衛生研修会」(10月)において、林業関連の土木工事における労働災害防止対策等について説明した。
- ・ 建災防福島県支部と連携し、『福島県ゼロ災宣言運動2021』を展開した。(8月～12月)

(イ) 製造業

機械災害(挟まれ・巻き込まれ災害や食品加工用機械による切れ・こすれ災害)を発生させた事業場について安全衛生業務計画に計上し、各労働基準監督署で個別指導を実施した。

(ウ) 陸上貨物運送事業

- ・ 「荷役作業」における労働災害が全体の7割を占めており、陸災防福島県支部及び福島県トラック協会に対し、ロールボックスパレット(カゴ車)等の安全な取扱い等荷役災害対策の一層の取組について協力要請を行った。(10月)
- ・ 荷主等事業場の安全担当責任者を対象に陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく「荷役災害防止担当者教育講習会」を実施した。(2月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進

(前頁から続く)

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部(陸災防)と連携し、安全管理士による荷役労働災害防止対策コンサルティングを実施した。(9月、10月)
- ・ 陸災防災害防止指導員会議において、労働災害の防止施策について説明した。(6月)

(エ) 林業

- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部(林災防)と連携し、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの周知等、事業者に対する労働災害防止のための指導を行った。
- ・ 林災防災害防止指導員会議において、労働災害の防止施策について説明した。(7月)
- ・ 伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会において、労働災害発生状況と防止対策及びガイドラインについて説明を行った。(1月)

(オ) 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)

- ・ 当局における令和2年の第三次産業の労働災害は、全体の約5割を占めている状況であることから、福島県及び関係団体(労働災害防止団体及び業界団体等47団体)に対し、第三次産業における労働災害防止対策の推進について協力要請を行った。また、要請書に「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動実施要綱」を添付し、同推進運動の周知を図った。(6月)
- ・ 県内外に複数の店舗・施設を有する小売業・社会福祉施設の本部に対し、本部を管轄する監督署において、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組の指導を行った。(6月)
- ・ 転倒、腰痛災害の防止に向けた一層の取組について、小売業の関係団体及び県内に本社がある食品スーパー、社会福祉施設の関係団体へ協力要請を行った。(10月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

イ 転倒災害防止対策の推進

- ・ 各監督署において、転倒災害を発生させた事業場に対し、「転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書」の提出を求め、災害の再発防止対策の取り組み状況を確認し、必要に応じて指導を行った。
- ・ 「労働災害多発注意報」発令中の取組として、10月20日に「福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね!)」の取組を労働災害防止団体等へ要請し、同運動を展開した。(11月～2月)

ウ 高齢者に係る労働災害防止対策の推進

- ・ 高齢労働者が安全に就労するための環境づくり等について定めた「エイジフレンドリーガイドライン」について、各監督署において、災害防止団体が開催する集団指導、事業者に対する安全衛生に係る個別指導等の機会に、リーフレットを配布し、周知を図った。
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部と連携し、「高齢者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を実施した。(10月)
- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部と連携し、「高齢者雇用管理セミナー」において、ガイドラインの周知、高齢労働者の労働災害防止指導を実施した。(10月)

エ メンタルヘルス対策等の推進

- ・ 県内労働者50人以上の事業場において、メンタルヘルス対策について取組を行っていない事業場、自主点検の実施要請に回答がなかった事業場に対して、各監督署において個別指導を実施し、メンタルヘルス対策の取組についての指導を行った。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

オ 治療と仕事の両立に取り組む企業等の支援

カ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

- ・ 病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、福島県、労使団体、福島県医師会、福島産業保健総合支援センター及び医療機関等で構成する「福島県地域両立支援推進チーム」が設置されており、その推進チームにより、事業場の衛生管理者や人事労務担当者を対象とした両立支援研修会を開催した。(8月)
- ・ 治療と仕事の両立支援についての周知・広報として、福島産業保健総合支援センターと連携し、福島県内の相談窓口を記載したリーフレットの作成、配布した。また、ラジオ福島で「両立支援って知っている！」と題して、10月26日～12月14日毎週火曜日(全8回)、18時30分～5分間の広告放送を実施した。
- ・ 石綿解体工事等において提出される計画届や作業届の内容を審査し、実地調査を実施すること等により、石綿健康障害予防対策について指導等を実施した。
 - 令和3年度 計画届受理件数 83件(令和4年1月末現在)
 - 令和3年度 作業届受理件数 0件(令和4年1月末現在)
- ・ 令和2年7月に改正された石綿障害予防規則(工事開始前の石綿の調査や監督署への届出等)の周知を図るため、建設業の許可事業者及び解体業の登録業者に対して自主点検及び集団指導を行った。
- ・ 国交省及び環境省と連携して再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止合同パトロールを実施し、アスベストアナライザーを活用した解体工事現場での石綿含有物の有無を確認し指導を行った。(6月)
- ・ 「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質(第2類物質)に追加され、令和3年4月から施行・適用されたことから、金属製品製造業や建設業等、金属アーク溶接作業を行っている事業者等に対する個別指導のほか、関係団体に対する集団指導を実施し、周知・指導を行った。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(4) 労災補償対策の推進

ア 迅速・公正な事務処理

- ・ 局と各監督署において、定期的に複雑困難事案等に関する事案検討会を開催して処理方針について確認を行うとともに、管理者による進行管理等を徹底し、迅速・公正な事務処理の実施に努めた。

また、過労死等事案については、監督・安全衛生担当部署と連携して調査を行い、効率的・適正な労災認定に努めた。

○令和3年度労災請求件数 脳心事案9件 精神事案12件 石綿事案10件

○令和3年度労災決定件数 脳心事案8件 精神事案17件 石綿事案7件

(いずれも12月末現在)

- ・ 局において全署分の療養補償給付請求書の受付入力と一次審査を集中化して実施するなど労災補償業務の効率化を図るとともに、非常勤職員等の人材育成を行うために研修・業務支援の実施等にも積極的に取り組んだ。

イ 相談者等への懇切・丁寧な対応等

- ・ 相談者等へ、請求できると思われる各種保険給付について漏れのないよう懇切・丁寧な説明を行った。

また、請求書受付後約3か月を経過した事案については、請求人に対して処理状況を説明する等、懇切・丁寧な対応を行った。

ウ 廃炉作業や除染等業務の従事者への労災保険制度の周知等

- ・ 東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省及び局署の連携を密にして対応した。

また、当該業務に従事する労働者に対しては、東京電力株式会社が実施する原子力発電所への新規入場者説明会時に、リーフレット「労災保険から放射線被ばくによるがんなどの疾病の補償制度のお知らせ」の配布を依頼し、制度の周知を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (1) ウィズコロナ時代における円滑な職業紹介業務の運営による就職支援
 ア ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組

(ア) 主要指標

主要指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する評価指標であり、当該業務の成果向上のため、①求職者担当者制を中心とした個別支援の強化、②積極的なマッチングによる求人情報の提供、③求人担当者制によるマッチングからフォローアップまでの一貫した支援等を実施した。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による労働市場や安定所における業務への影響を踏まえ、目標を設定し、PDCAサイクルにより行う「総合評価」は実施せず、各種業務指標等の実績や好事例を把握し、「公表」及び「全国的な業務改善」を行うこととなったため、目安値を設定し進捗管理を行い、業務改善を行った。

【実績】

○就職件数

年間目安値	25,721件	(前年度 27,361件)
4～12月の実績	18,289件(進捗率71.1%)	(前年同期 18,000件)

○充足件数

年間目安値	24,629件	(前年度 26,420件)
4～12月の実績	17,597件(進捗率71.4%)	(前年同期 17,507件)

○雇用保険受給者の早期再就職件数

年間目安値	6,605件	(前年度 7,530件)
4～11月の実績	5,168件(進捗率78.2%)	(前年同期 4,667件)

(イ) 補助指標

補助指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務の質の向上を図るものであり、「紹介スキル向上！作戦」等により、能動的マッチングの強化に取り組んだ。

【実績】

○紹介率(新規求職者に対する紹介件数率(常用))

年間目安値	104.0%	(前年度 109.4%)
4～12月の実績	100.7%(進捗率96.8%)	(前年同期 102.5%)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (1) ウィズコロナ時代における円滑な職業紹介業務の運営による就職支援
- イ ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介の充実・強化

(ア) システム刷新による機能強化

令和2年1月からのシステム刷新により、ハローワークインターネットサービス及びハローワークシステムの機能強化(求人者・求職者マイページの新設)が図られ自ら就職活動を行える求職者などの利便性が向上した。

(イ) マイページ利用の周知

マイページの開設により、求人票や求人検索条件の保存、求人申込や採否結果通知など、自分自身のスマートフォンやタブレット等で行えるため、ハローワーク窓口等でマイページ開設の利用案内やリーフレットを配架し、また、ホームページで利用方法を周知した。

○マイページ登録利用状況(令和4年1月末現在)

求人者マイページ 21.91% (全国 17.17%)

求職者マイページ 17.86% (全国 13.23%)

(ウ) システム刷新追加リリース第2弾に係る周知

令和3年9月21日運用開始予定である「オンラインハローワーク紹介」「オンライン自主応募」等の機能向上に関するリーフレット等を配架し、また、ホームページで利用方法を周知した。

ウ 公正な採用選考システムの確立

(ア) 事業主に対する公正な採用選考システムの周知啓発

高卒求人受理開始前(5月)に、各ハローワークで実施した「新規学卒者求人受理説明会」の機会をとらえ、参加企業821社および郵送205社に対し公正な採用選考及び適正な応募用紙による選考の周知啓発を行った。

(イ) 労働局ホームページへの資料掲載による周知啓発

労働局ホームページに公正採用選考関係制度に関する資料と解説動画を掲載することにより、事業主や求職者等に対する周知啓発を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (1) ウィズコロナ時代における円滑な職業紹介業務の運営による就職支援
- エ 雇用保険制度の安定的運営

(ア) 雇用保険各種手続の電子申請率向上に向けた取組

電子申請率向上のため、事業主・事業所担当者の立場で電子申請がどのように行われるのか、職員の知識を深めるため、労働局においてgBiz(ジービズ)プライムアカウントを取得し、労働局・ハローワーク職員向けにe-Gov(イーガブ、行政手続の電子申請サイト)の操作研修(むこう側研修)を実施した。

電子申請アドバイザーの活用に関して、会津若松所配置のアドバイザーを所に駐在させることとし、より連携を図り易くすることで、事業所訪問等による利用促進・勧奨の強化を図った。

また、雇用保険適用用窓口の受付時間を16時までに変更したこと、令和2年4月1日からの特定法人の電子申請義務化されたこと、電子申請の標準処理期間等について、労働局ホームページに掲載し、周知・広報を行った。

○実績(令和3年12月分)

電子申請率	雇用保険資格取得届	48.2%	(令和2年12月	37.4%)
	雇用保険資格喪失届	46.9%	(令和2年12月	34.8%)

(イ) 雇用保険受給者の早期再就職支援の取組

雇用保険受給者の早期再就職の取組について、各ハローワークが他所の状況を相互に確認し、的確、適切な各種施策を迅速に行うことができるように、毎月のハローワーク別早期再就職状況(基本手当の残日数2/3以上で就職した者)を情報提供した。

○実績(令和3年度11月末現在)

早期再就職件数	5,170件	(前年同期	4,672件)
---------	--------	-------	---------

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進

ア 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

(ア) 就職支援ナビゲーターによる業種を超えた就職支援
業種間・職種間移動による再就職を希望する者等に対する早期就職支援コーナーをハローワーク福島・いわき・小名浜・会津若松・郡山に設置し、就職支援ナビゲーターによるキャリアコンサルティングや課題解決サービスを通じて再就職支援の実施した。

○ 令和3年度(第3・四半期まで)の実績

支援対象者 545人(前年同期 475人)

就職件数 853人(前年同期 760人)

(イ) 求人確保と求人充足サービスの充実

各ハローワークでは求人・求職の動向等を分析するとともに、求職者のニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓を実施した。

また、求人の質の向上に向け、求人票の記載事項が詳細なものとなり、求職者にとってよりきめ細かな情報に基づき求人への応募を検討できるよう、求人情報の充実を図るとともに、求人条件緩和の助言・指導を積極的に実施した。

(ウ) 失業なき労働移動の実現

ハローワークの窓口において事業主から相談があった際には、労働移動支援助成金の活用等を説明し、また、公益財団法人産業雇用安定センターを案内することにより当該センターと連携しながら再就職等を支援した。

○ 支給決定件数

令和2年度 15件

令和3年度(1月末現在) 30件

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進
- イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

(ア) 「人材確保対策コーナー」の設置

福祉・建設・警備・運輸分野等の人手不足が顕著な職種の人材確保支援の専門窓口をハローワーク郡山(H29)、福島(H30)、いわき(H31)、会津若松(R03)に設置した。

○ 令和3年度(第3・四半期まで)の実績

新規支援対象者	1,930人	(前年同期 1,539人)
就職件数(コーナー紹介)	882人	(前年同期 694人)

(イ) 見学会、面接会、説明会等の開催

人材確保対策として、人材不足分野の業界との連携強化に重点を置きながら、以下の見学会、面接会、説明会等のマッチングイベント等を実施した。また、マッチングイベントでは、人材不足分野の実態や魅力等を発信することにより潜在求職者の開拓・求職者への応募勧奨等に取り組んだ。

なお、未充足求人に対する条件緩和・仕事内容欄の表記見直し等の提案を行うなどのフォローアップを行った。

【マッチングイベント例(4～12月実績)】

○ハローワーク福島

- * 介護関係セミナー (開催8回 参加者141名)
- * 介護関係職場見学会(開催17回 参加者30名)
- * 介護関係職場説明会(開催10回 参加者177名)
- * 警備関係職場説明会(開催4回 参加者64名)
- * 建設関係職場説明会(開催4回 参加者46名)
- * 運輸関係職場説明会(開催2回 参加者21名)
- * セキュリティジョブフェア(開催1回 参加者22名)
- * 運輸業説明会 & 面接会(開催1回 参加者23名)
- * 「介護就職デイ」福祉関係就職面接会(開催1回 参加者98名)

○ハローワークいわき

- * 医療・福祉関係職場説明会(開催2回 参加者35名)
- * 製造業関係職場説明会(開催1回 参加者7名)
- * 警備業関係職場説明会(開催1回 参加者5名)
- * 介護・福祉関係ミニ面接会(開催1回 参加者40名)
- * 警備業関係ミニ面接会(開催1回 参加者30名)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進
イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

(前頁から続く)

○ ハローワーク会津若松

- * 4/20 第1回お仕事1UP！説明会【看護・介護】 (参加者数14名)
- * 5/20 第2回お仕事1UP！説明会【看護・介護】 (参加者数14名)
- * 6/10 第3回お仕事1UP！説明会【警備】 (参加者数11名)
- * 7/27 第1回出張面接会【看護・介護・保育】 (参加者数17名)
- * 8/27 第1回合同就職面接会【医療・介護4社、警備4社】 (参加者数26名)
- * 9/13 第1回ツアー型職場見学会 & 相談会【運輸】 (参加者数10名)
- * 10/14 第2回ツアー型職場見学会【警備2社】 (参加者数8名)
- * 11/11 福祉のお仕事 合同就職相談・面接会【8社】 (参加者数35名)
- * 12/ 9 第3回ツアー型職場見学会【建設】 (参加者数7名)

○ ハローワーク郡山

- * 福祉関係合同面接会(開催1回 参加者数 110名)
- * 介護職場見学会及び面接会(開催1回 参加者数 18名)
- * 介護関係相談会(開催9回 参加者数 77名)
- * 看護関係相談会(開催9回 参加者数 27名)
- * 警備業ミニ面接会(開催4回 参加者数 48名)

(ウ) 各関係機関との連携等

a 人材確保対策推進協議会(令和3年7月5日)」の開催

地方自治体・関係機関・団体等との人材確保に係るネットワークの構築と情報共有、具体的施策実施の連携を図った。

b 福島県福祉人材センターとの連携

- ・ 「福祉の職場WEB説明会」及び「福祉の職場合同就職説明会」に共催し、福島労働局ホームページで周知広報を行った。(年2回開催)

○ 第1回 福祉の職場WEB説明会 令和3年7月1日～8月31日

福祉の職場合同就職説明会 令和3年8月8日

(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止)

○ 第2回 福祉の職場WEB説明会 令和4年1月24日～2月24日

福祉の職場合同就職説明会 令和4年2月5日

(新型コロナウイルス感染症再拡大のため、ビッグパレットふくしまでの開催は中止。事前申込みのあった参加者については、オンライン(Zoom)により代替開催)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進
 イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

(前頁から続く)

- ・ 各ハローワークにおいて、「福祉の仕事就労支援セミナー及び相談会」を開催した。
 - 令和3年12月末現在
 開催数156回(前年同期113回)、参加者数625名(前年同期464名)

- c 福島県ナースセンターとの連携
 - ・ 人材確保対策コーナー(福島所、いわき所、会津若松所、郡山所に設置)において、ナースセンターの求職・求人情報を共有化し、就職支援を実施した。
 - 令和3年12月末現在
 新規支援対象求職者数127名(前年同期73名)、就職件数70件(前年同期38件)
 新規支援対象求人件数708件(前年同期307件)、充足件数71件(前年同期29件)
 - ・ 各ハローワークにおいて、福島県ナースセンターによる巡回相談を実施した。
 - 令和3年12月末現在
 開催数 63回(前年同期53回) 参加者数166名(前年同期 162名)

- d 各種会議への出席

以下の会議への出席により、関係機関とのネットワークを構築し、相互の施策に対する理解促進、情報や課題の共有を図った。

 - ・ 福島県ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議
 (令和3年7月5日)
 - ・ 令和3年度保育人材対策連絡会(令和3年9月3日)
 - ・ 福島県ナースセンター事業運営委員会(令和3年11月9日)

- e 介護就職デいの開催
 - ・ 11月11日の「介護の日」前後の期間を、福祉人材確保重点実施期間として「介護就職デイ」と称した介護関係職種の面接会等を県内全てのハローワークで開催した。

ハローワーク郡山においては、介護支援ロボットの装着体験や高齢者体験コーナーを設ける等新しい試みを行った。

参加事業所 119社 参加者数 379人 就職件数 47件

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

ア 就業氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援等

イ ハローワーク専門窓口等と関係機関が連携した就職支援

(ア) 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの設置・運営
令和3年度第1回ふくしまプラットフォームの開催(6月15日開催)し、令和2年度における事業の進捗状況と令和3年度事業計画を策定した。

【目標値(KPI)の進捗状況(令和3年度)】

※3類型の方の正社員就職や多様な社会参加の実現に向けた目標値

- 不安定な就労状態にある者(フリーター等)
正規雇用者数【目標】1,458人 12月末現在 1,358人(前年同期1,136人)
- 長期にわたって無業の状態にある方(ニート等)
地域サポートステーションによる進路決定者数
【目標】250人 12月末現在 153人(前年同期 127人)
- 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの状態にある方)
地域(市町村)プラットフォームの設置
【目標】県内全域に設置
【実績】5地域で設置(県北(7月5日)、白河(7月8日)、会津(7月26日)、いわき(9月16日)、県中(9月28日)、相双(10月7日))

(ア) ハローワーク専門窓口等における支援
ハローワーク福島(R2.4.1)、ハローワーク郡山(R3.3.1)に専門窓口(ミドルエールコーナー)を設置し、キャリアコンサルティング・生活設計・求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施した。

- 令和3年12月までの実績
【新規登録者数】331人(前年同期192人)
【相談件数】2,982件(前年同期1,599件)
【正社員就職者数】108人(前年同期47人)

(イ) 民間事業者のノウハウを生かした就職支援(不安定就労者再チャレンジ支援事業)郡山、いわき、会津地区において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施した。

- 令和3年12月までの実績【支援開始者数】40人(前年同期20人)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

イ ハローワーク専門窓口等と関係機関が連携した就職支援

ウ 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援

(前頁から続く)

(ウ) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

- ・ 大型1種自動車運転免許(トラック)については、公益社団法人全日本トラック協会(全国)へ委託し、1ヵ月～1.5ヵ月の訓練を周知した。
- ・ 普通2種自動車運転免許(タクシー)については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会に委託し、約8日間～2週間の訓練を周知した。

(ア) キャリアコンサルタント等による支援等

就職氷河期世代のうち無業状態の者の就職等を支援するため、県内4ヵ所の地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、福祉機関等へのアウトリーチ型支援(出張相談)、OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラム、オンラインによる相談支援を実施した。

また、地域若者サポートステーション事業の支援対象年齢を49歳まで拡大したことに併せて、ハローワークの就職氷河期世代専門窓口との連携会議を定期的に行い連携体制を構築した。

○事業実施状況

進路決定者数(年間目標) 250人

(12月末現在) 153人 (進捗率61.2%:前年同期127人)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(4) 新規学校卒業者の就職支援

ア 新規高卒者等に対する就職支援

- (ア) 福島県及び各機関と連携した就職支援
福島県雇用対策協定(平成28年3月締結)に基づき、若年者の雇用対策について、下記支援事業を福島県と連携し実施した。
- a 福島県高等学校就職問題検討会議
3月22日開催の福島県高等学校就職問題検討会議にて、今年度の応募・推薦方法等について申合せを策定した。
 - b 福島県新規高等学校就職促進対策会議
4月26日開催の福島県新規高卒者就職促進対策会議において策定された就職サポートプログラム及び早期離職防止策に基づき、各種支援策を実施した。
 - c 求人確保要請
5月21日及び25日に、県知事・労働局長・教育長による求人確保要請を主要経済団体(5団体)へ実施した(郵送にて実施)。
- (イ) 高校生向け企業説明会の開催
採用選考前の支援として、7月に計4回、福島・郡山の新卒応援ハローワークおよびハローワーク二本松において高校生向け企業説明会を開催し、参加企業70社に対し、述べ615名の高校生が参加した。
- (ウ) 新規高卒者就職面接会の開催
高校生の早期就職内定に向けて、10月に県内5カ所(福島・いわき・会津若松・郡山・白河)において就職面接会を開催し、参加企業191社に対し、延べ197名の高校生が参加した。
- (エ) 積極的な求人確保の推進
各ハローワークにおいて県内39の経済団体、事業主団体へ求人確保要請を行うとともに、今年度求人が未提出の事業所を中心に、電話や訪問による求人開拓を実施した。
- (オ) 「学卒応援新型コロナ対策プラン」の実施
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年がない就職活動を余儀なくされている生徒に対し、手厚い支援を行うため、労働局からハローワークに向けて就職面接会や企業説明会など10のプランを提示し、学生への支援を強化した。
さらに、ハローワーク職員向けのオンライン面接対策研修やメールマガジンの配信などを行うことにより、労働局、ハローワークが一体となり学生への支援を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(4) 新規学校卒業者の就職支援

イ 新規大卒者等に対する就職支援

- (ア) 各大学等との連携(12月末現在)
 - 学生との相談を目的とした各大学等への訪問 98回(前年同期 59回)
学生との相談 507件(前年同期 358件)
 - 各大学等において実施した就職支援セミナー等 19回(前年同期12回)
参加人数672人(前年同期:329人)
- (イ) 大卒等就職面接会の開催
 - 労働局開催(1回、開催日:8/12)
参加企業 174社、参加学生 99名
 - 委託事業開催(計4回、開催日:6/19, 6/26, 9/25, 10/29, 11/23, 12/12, 1/27)
参加企業 194社 参加学生等 163名(7回計)
- (ウ) 就職支援ナビゲーターによる新卒・既卒者等への支援(12月末現在)
 - 就職支援ナビゲーターによる令和4年3月新規学卒者との相談2,927件
(前年同期:2,582件)
 - 就職支援ナビゲーターによる既卒者等との職業相談3,756件
(前年同期:3,587件)
- (エ) 「学卒応援新型コロナ対策プラン」の実施(再掲)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年がない就職活動を余儀なくされている学生に対し、手厚い支援を行うため、労働局からハローワークに向けて就職面接会や企業説明会など10のプランを提示し、学生への支援を強化した。

さらに、ハローワーク職員向けのオンライン面接対策研修やメールマガジンの配信などを行うことにより、労働局、ハローワークが一体となり学生への支援を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(5) 高齢者の就労・社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

イ 生涯現役支援窓口における高年齢求職者に重点を置いた就職支援

ウ シルバー人材センター等の地域における多様な就業機会の確保

・ 労働局及びハローワークが実施する説明会や各種会合等において、令和3年4月1日より施行された改正高年齢者雇用安定法に基づく70歳までの高年齢者就業確保措置に関する周知に努めた。さらに、当該措置を導入するに当たり、ハローワーク等に相談のあった事業所については、制度設計上の留意点や手続きなどに係る詳細な説明を行った。

また、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等を行う事業所への支援として、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（以下「機構」という。）との連携を図りながら、機構の65歳超雇用推進プランナーによる相談サービスや65歳超雇用推進助成金の活用について、県内企業約4千社に案内チラシを配付するなどの取り組みを実施した。

・ ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河に「生涯現役支援窓口」を設置し、生涯設計就労プランの策定や高年齢者求人一覧表の提供などを通じて、65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた就職支援を実施し、以下の実績を計上した。

【65歳以上の就職支援状況（「生涯現役支援窓口」5箇所合計）】

（令和3年4月～12月までの実績）

1 就職目標件数(年間)	491件	（前年同期 400件）
2 支援対象者数	451人	（前年同期 366人）
3 就職件数	401件	（前年同期 308件）
4 目標進捗率	81.7%	（前年同期 77.0%）

・ ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山において、管内の市町村シルバー人材センターとの連携を推進する取り組みとして、定期的に連絡会議を開催し、相互が有する情報の共有、高齢者就業の課題等を協議することなどによって、地域の高齢者のニーズ等を踏まえた就業機会の促進を図った。

また、各ハローワークの高齢者相談窓口においては、求職者の就労ニーズに応じて、シルバー人材センターへの誘導はもとより、当該センターが実施する各種技能講習への参加あっせん等を通じて、職域の拡大に努めた。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 障害者雇用対策の推進

ア 公務部門における障害者の雇用
促進・定着支援

(ア) 職場適応支援者の派遣

県内の国家、地方行政機関において採用された障害者の職場定着を図るため、「職場適応支援者(令和2年4月に職業対策課、令和3年4月にハローワーク郡山に配置)」を、支援が必要な障害者が在籍する公的機関に派遣、昨年度より県内の複数機関において定着支援を実施した。

○上半期支援開始者数 9名

○令和3年4月～12月までの支援対象者総数 国の機関 7名 県の機関2名
市の機関 6名 計15名

○令和3年12月時点の定着者数 15名

(イ) 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

昨年度より、局主催による「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」を開催、各科目における有識者を講師に招き(精神科医師、大学教授等)、参加者に対し専門的な知識を身につけるための講義を実施した。

○講習開催日 第1回 令和3年5月26日(水)～5月27日(木)(15名受講)

第2回 令和3年12月20日(月)～12月21日(火)(22名受講)

(ウ) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(公務部門)の開催

公的機関の精神障害者とともに働く職員を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(公務部門)」を令和4年1月27日(木)に開催した。

(エ) 障害者雇用率未達成機関に対する雇用指導

令和2年6月1日時点の任免状況通報書により把握した障害者雇用率未達成の機関に対して、未達成機関ゼロに向け、各管轄ハローワークにおいて随時指導を行った。

○令和2年6月1日時点の障害者雇用率未達成機関数 41機関

うち各ハローワークが指導を行ったことによる達成機関数 12機関

令和3年12月末現在障害者雇用率未達成機関数 29機関

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 障害者雇用対策の推進

イ 中小企業をはじめとした障害者の
雇入れ支援等の強化

・ 雇用率未達成企業の中から、「障害者雇用ゼロ企業」や「多数不足企業」を「重点指導企業」として抽出し、集中的に指導する取組「指導にGO！」を今年度も継続実施するとともに、令和3年3月1日に法定雇用率が2.3%に引き上げられ、雇用義務対象が常用労働者45.5人以上から43.5人以上に広げられたことにより、新たに雇用義務が生じた企業等に対して、障害者就業支援関係機関とハローワークが密接に連携して行う「企業向けチーム支援」(令和3年9月末現在:雇入れ企業支援25件、相談件数57件)を実施し、事業主に対して障害者雇用についての丁寧な説明から、雇用後の職場定着支援まで一連の支援をきめ細やかに行った。

また、今年7月から郡山所に配置となった「精神障害者雇用トータルサポーター(企業支援分)」が、上記雇用義務対象企業に対して、精神障害者等の雇用についての意識啓発、精神障害者等雇用に当たっての課題解決や不安解消のための助言、その他精神障害者等の雇用に向けた働きかけ・各種支援メニューの活用を提案を行うことによって、企業の精神障害者等に対する偏見を払拭、理解を促し、雇用の促進・拡大を図った。

ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

(ア) 精神障害者・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

○ 上半期開催

福島所 令和3年6月22日(火)ハローワーク福島 大会議室
令和3年7月13日(火)(計19人参加)

いわき所 令和3年7月2日(金)いわき産業創造館企画展示ホール(28人参加)

郡山所 令和3年9月10日(金)ハローワーク郡山セミナールーム(17人参加)

○ 下半期開催

福島所 令和3年11月11日(木)ハローワーク福島 大会議室
令和3年12月7日(火)(計14人参加)

いわき所 令和3年11月2日(火)いわき産業創造館企画展示ホール(22人参加)

郡山所 令和3年11月10日(水)ハローワーク郡山セミナールーム
令和3年12月10日(金)(計32人参加)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 障害者雇用対策の推進

ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

(前頁から続く)

(イ) 障害者リモート就職面接会の開催

10月を「障害者就職促進強化月間」と位置付け、県内全ハローワークにおいて、企業と障害がある求職者が、非対面で面接を行うことができる「障害者リモート就職面接会」を初の試みとして開催、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し実施した。

○ 開催結果

県内8ハローワーク開催総数 計60回

参加企業総数 計64回

参加求職者総数 計254名

就職者数 計31人(1月31日現在。選考中数名あり。)

(ウ) 難病患者就職サポーターによる就職支援

難病患者就職サポーターをハローワーク福島に配置、窓口だけでなく幅広い地域への出張相談に対応できるよう体制を整えた。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援

ア 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

イ 外国人求職者等に対する就職支援

(ア) 雇用管理指導の実施

6月の「外国人労働者問題啓発月間」に、集中的な事業所訪問を実施(6月の訪問件数:41件)したほか、外国人雇用のルール遵守について、県内事業主団体に対する啓発依頼文の送付及び福島労働局ホームページや県内の労働基準監督署・ハローワークにポスター等の掲示による周知、啓発活動を行った。

○ 外国人雇用事業主指導等の実施結果148件(令和3年12月末現在)
(前年同期39件)

(イ) 相談体制の確保

各ハローワークの雇用指導官のほか、労働局に外国人雇用管理アドバイザー(2名)を配置し、外国人雇用事業主への相談体制の強化を行った。

(ウ) 雇用管理セミナーへの講師派遣

福島県主催「福島県外国人材活用オンラインセミナー」に労働局職員を派遣し、外国人雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発を行った。

【セミナー日程】

第1回 初級編～外国人材の雇用とは～ 令和3年9月9日

第2回 中級編～外国人材とともに働く～ 令和3年10月7日

第3回 上級編～外国人材の雇用を契機として～令和3年11月11日

(エ) 福島県における「外国人雇用状況」の届出状況集計結果(令和3年10月末現在)

・外国人労働者数 9,527人(前年同月比4.3%減少)

・外国人雇用事業所 2,014所(前年同月比7.1%増加)

(ア) ハローワークにおける多言語相談支援の実施

- ・ ハローワーク郡山の外国人雇用サービスコーナーに通訳員を継続して配置した。
- ・ 通訳員未配置所においては、多言語コンタクトセンターを活用した相談を実施した。

- ・ 多言語翻訳機(ポケットーク)を令和2年3月より全ハローワーク(出張所を除く)に配置し、引き続き相談業務に活用した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援

ウ 生活保護受給者等対策の推進

(ア) 生活保護受給者等の就労支援

a 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業により、地方自治体と連携の上、生活困窮者を含む生活保護受給者等に対して、ハローワークの就職支援ナビゲーターにより担当者制の就労支援を行った。

b ハローワーク担当者向け研修会議の実施

・令和3年5月14日に、「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」をテレビ会議で開催し、令和2年度の事業結果と令和3年度の目標値について共有を図った。

・令和3年11月29日に、「第2回生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」をテレビ会議で開催し、各所による目標に対する実績・進捗状況の評価・分析結果の発表及び支援に係る好事例の共有を行った。

c 福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催

・5月25日に、「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を書面開催し、令和3年度の事業実施計画等について、国・県・県社会福祉協議会による協議を実施した。

○ 事業実施状況(令和3年12月末現在)

支援対象者(年間目標) 1,310人

(12月末現在) 1,217人(進捗率92.9%)(前年同期1,229人)

就職者数(年間目標) 880人

(12月末現在) 960人(進捗率109.1%)(前年同期897人)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援
- エ がん患者等長期療養者支援

(ア) 長期療養者への就職支援

がん患者の5年後の生存率が60%以上まで向上している状況の中、がん・肝炎・糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら生きがいや生活の安定のために就職を希望する者(長期療養者)に対する就職支援を推進を図った。

(イ) 専門相談員の配置

県内では平成28年度からハローワーク福島、平成31年度からハローワーク郡山に専門相談員(就職支援ナビゲーター)を配置し、がん診療連携拠点病院等(福島所:福島県立医科大学附属病院、郡山所:坪井病院・太田西ノ内病院)と連携したがん患者等(長期療養者)に対する就職支援事業を実施した。

(ウ) 主な就職支援等

- * 病院等への出張相談(福島:毎週水曜日、郡山:第1・2木曜日)
- * 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談や職業紹介
- * 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件緩和指導
- * 就職後の職場定着支援
- * 連携先拠点病院等と連携した事業主向けセミナーの開催 等

○令和3年度(第3・四半期まで)の実績(福島・郡山)

相談件数 520件(前年度 498件)

紹介件数 98件(前年度 113件)

就職件数 43件(前年度 40件)

※疾患別就職件数

・がん等悪性 17件(前年度 23件)

・肝炎等の肝疾患 0件(前年度 0件)

・糖尿病 9件(前年度 4件)

・その他 17件(前年度 13件)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(8) 地域雇用対策の推進

- (ア) 福島労働局と県内自治体との雇用対策協定締結による連携
雇用対策協定は、福島県、いわき市、郡山市、南相馬市、伊達市、会津若松市、福島市、須賀川市、白河市に加え、令和4年3月(予定)に新たに二本松市と締結し、地域の実情に応じた各種雇用対策を連携して実施した。
令和3年度上期において、雇用対策協定にかかる運営協議会を開催し、令和3年度に重点的に取り組む課題や目標を確認した。

○令和3年度雇用対策協定運営協議会実施状況

須賀川市	4月19日
福島県	4月20日、9月(書面)
会津若松市	4月21日
福島市	4月27日
伊達市	4月27日
いわき市	5月17日
郡山市	5月19日
白河市	5月27日
南相馬市	9月29日

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(9) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

ア 労働者派遣事業の適正な運営

- (ア) 改正労働者派遣法の周知等
- 派遣労働者の同一労働同一賃金(平成30年労働者派遣法改正[令和2年4月1日施行])については、労働者派遣事業者に対する定期指導において重点的に指導監督を実施するとともに、派遣元・派遣先の制度理解、派遣労働者の待遇見直しの検討促進を図るため「自主点検表」の活用について周知した。
 - 労働者派遣事業報告書(派遣元事業主より毎年6月1日時点提出)に併せて提出される労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定について、法違反の有無を点検し、派遣元事業所に対し指導監督を実施した。
 - 集団指導としての「労働者派遣事業・職業紹介事業適正化セミナー」は、例年9月～11月に県内5地域(福島市、いわき市、会津若松市、郡山市、南相馬市)で実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、開催時期を1月24日～2月2日に変更し、労働者派遣事業者を対象に、県内4地域(福島市、いわき市、会津若松市、郡山市)で実施した。
- (イ) 労働者派遣契約の中途解除等に係る派遣労働者の雇用の安定
- 令和3年5月に「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請」を管内全ての派遣元事業主に対し実施し、派遣実績の多い20事業者に対しては、直接訪問し更新の見込み等について聴取し雇用の維持を要請した。
 - 有期雇用派遣労働者に対する派遣先からの派遣契約の中途解除及び契約不更新の情報があった場合には、速やかに実態を確認し、派遣労働者の雇用維持について指導監督を実施した。
- (ウ) 違法派遣の防止
- 偽装請負については、派遣元・派遣先に対する定期指導の際に、適正な請負事業の実施について指導した他、あらゆる機会を通じて情報の把握に努め、具体的な事案を把握した場合には、迅速かつ的確に対応した。
 - 廃止された労働者派遣事業者等について、不適切な契約形態の切替え等の無許可派遣を行っていないか、事業所訪問により確認した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(9) 労働力需給調整事業の適正な 運営の推進

イ 職業紹介事業の適正な運営

(ア) 定期指導等の実施

職業紹介事業者に対する定期指導等において、平成29年職業安定法改正(求人
不受理(令和2年3月30日施行)等)を遵守した事業運営を重点に指導を実施し、令和
3年7月には、職業紹介事業者及び求人者に対する集中的指導監督を実施した。

(イ) 適正な紹介事業者の策定等

令和3年7月に、医療・介護・保育分野の求人を取り扱っている有料職業紹介事業者
に対し、令和3年4月1日から「就職祝い金」による求職申込の勧奨禁止、医療・介
護・保育分野の適正な紹介事業者の基準の策定等について周知した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

ア 地域のニーズを踏まえた公的職業訓練(ハロートレーニング)の実施

(前頁から続く)

(ウ) 公的職業訓練(ハロートレーニング)の周知

a 労働局ホームページへの掲載

福島労働局ホームページに県内すべての職業訓練コース(実施予定及び現在募集中の訓練)の情報を掲載し、広く周知を図った。

b 訓練説明会の開催

各ハローワークにおいて、職業訓練説明会を実施した。

○ 4月～12月31日現在 148回開催

c 出張相談会の開催

福島市	MAXふくしま1階	9月14日～ 9月16日
郡山市	ザ・モール郡山	12月17日～12月18日
会津若松市	リオン・ドール会津アピオ店	12月21日

d 生活圏に密着した周知

回覧板、地域FM等、スーパー・コンビニ・道の駅等へリーフレットの配架を行った。

e 関係機関ホームページへ求職者支援制度バナーの掲載

市町村、社会福祉協議会、自立支援相談機関、福祉事務所等の関係機関に求職者支援制度バナーの掲載と福島労働局ホームページへの設定を依頼した。

○ 関係機関ホームページバナー掲載件数・・・68件(令和3年12月31日現在)

f 休業によりシフトが減少した方への周知

休業支援金の申請者や利用者へ、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金集中処理センターから支給決定通知書の送付時にリーフレットを同封した。

○ 4月13日から12月31日現在 6,396件

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

イ 公的職業訓練への適正な受講あっせん及び就職支援

- (ア) 職業訓練関係業務担当者会議(各ハローワークの事業担当職員を参集)による指示
5月20日に開催した上記会議において、ジョブ・カードを活用した適切な訓練コースへの誘導及び訓練修了者への相談、求人部門と連携した就職支援について各ハローワークに指示した。
- (イ) 職業訓練の周知
 - ・ 県民に広く周知するため、労働局ホームページに訓練情報を掲載した。
 - ・ 求職者等に周知するため、3カ月ごとにハロートレーニングスケジュール～離職者訓練 実施予定一覧～を作成し、福島県、機構福島支部、各ハローワークへ提供した。
 - ・ 追加募集等あった場合は、都度、ホームページを更新のうえ、各ハローワークに情報提供した。
- (ウ) 求人情報の提供
訓練受講者への情報提供のため、すべての訓練実施機関へ各ハローワークにおいて前日受理した県内の求人一覧表を作成し送付した。
- (エ) 訓練修了前の職業相談
訓練修了1か月前の時点で未内定者全員に対し、ハローワークに来所を求め、最新の求職者ニーズやスキルに沿った求人票の提供などによる職業相談を行った。
(公共職業訓練及び介護労働講習)
- (オ) 担当者制による個別支援
訓練修了1か月前相談時点から、担当者制により求人情報、就職支援セミナー、キャリアコンサルティングなどの手厚い個別支援を行った。

令和3年度職業安定部各業務実績一覧表

項 目	目標(目安値) (①) (件)	実 績 (3年12月末現在) (②) (件)	進捗率 (②/①)
①就職件数(常用)	25,721	18,289	71.1
②充足件数(常用、受理地ベース)	24,629	17,597	71.4
③雇用保険受給者の早期再就職件数	6,605	5,168	78.2
④生活保護受給者等の就職率	67.0%	81.1%	+14.1P
⑤障害者の就職件数	1,405	1,126	80.1
⑥就職支援ナビゲーター(旧学卒ジョブサポーター)の支援による正社員就職件数	3,084	1,726	56.0
⑦ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の不安定就労者・無業者の件数	1,890	1,613	85.3
⑧ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数	2,470	2,211	89.5
⑨公的職業訓練の修了3か月後の就職件数	1,169	1,123	96.1
⑩マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	93.4%	92.7%	-0.7P
⑪正社員求人数	77,097	60,680	78.7
⑫正社員就職件数	12,398	9,590	77.4
⑬人材不足分野の就職件数	6,789	5,007	73.8
⑭生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	491	401	81.7

※ 目標値については、前年度等の実績値及び雇用失業情勢等を踏まえ設定。

※ ③⑧については、令和3年11月末現在。

労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(1) 総合的ハラスメント対策の推進

(ア) 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に基づく、ハラスメント防止措置履行確保のための事業所に対する調査指導の実施

○ハラスメント防止措置関係調査指導件数99件(2月10日現在)

労働者からの紛争解決援助の申出があった場合には、あっせん・調停等による解決を図った。

【参考】令和2年度 相談件数

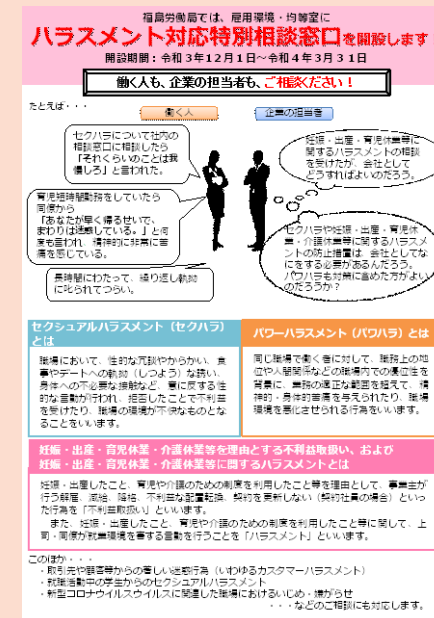
いじめ・嫌がらせ1,786件

セクシュアルハラスメント119件

いわゆるマタニティハラスメント160件

(イ) ハラスメント撲滅月間の実施

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に集中的な広報や特別相談窓口の設置を行った。



労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(2) 個別労働紛争の解決の促進

ア 総合労働相談コーナーの適切な運営

(ア) 総合労働相談コーナーへの労働相談
総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対して適切な対応を実施した。

【参考】令和2年度相談件数 17,164件
うち個別労働紛争関係 5,873件

(イ) 総合労働相談コーナーへの巡回指導
県内各署に設置してある総合労働相談コーナーへの巡回指導を実施し、各コーナーの適切な運営について指導した。(7月～11月)

(ウ) 関係機関との連携
個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を6月21日に実施した。

イ 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施

・ 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争関係の相談について、助言・指導及びあっせん制度の適切な説明と助言・指導申出及びあっせん申請に対する適切な対応を行った。

○ 個別労働紛争解決援助

助言・指導申出件数 34件(2月10日現在)

あっせん申請件数 60件(2月10日現在)

労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(2) 個別労働紛争の解決の促進

ウ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法関係の紛争解決の援助

・ 雇用環境・均等室に寄せられた個別労働紛争関係の相談について、助言・指導および調停制度の適切な説明と助言・指導申出および調停申請に対する適切な対応を行った。

○個別労働紛争解決援助

調停申請件数 5件 均等法1件 労推法3件 育介法1件（2月10日現在）

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保等の観点から、関係行政機関、労働保険加入促進業務の受託機関と連携して労働保険未手続事業の把握に努め、加入勧奨・手続指導による自主成立に取り組んだ。
- ・ 実施に当たっては、受託事業者である全国労働保険事務組合連合会福島支部と定期的に協議の上、役割分担を明確にし、効果的・効率的な適用促進に取り組んだ。
- ・ 未手続事業の解消のための広報活動としては、労働局ホームページへの掲載、署所窓口での随時配布のほか、県内の保健所及び年金事務所における許認可申請・更新時等の講習会や健康保険・厚生年金新規適用手続きの際に、労働保険加入に係るパンフレット等の配布を年間を通して行った。
署所への呼出調査や事業場への個別加入勧奨訪問については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見据えながら実施した。
- ・ 今年度の未手続事業一掃対策の推進に係る年間目標及び実績は、次のとおりである（令和4年1月末現在）。

	局			受託者		
	目標	結果	達成率	目標	結果	達成率
加入勧奨・手続指導	150	72	48.0%	910	148	16.3%
自主成立	70	47	67.1%	520	228	43.8%
新規未手続把握	130	91	70.0%	-	-	-
職権成立	10	0	0%	-	-	-

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(2) 労働保険料等の適正徴収等

- ・ 全ての滞納事業ごとに滞納額及び時効による消滅時期等を盛り込んだ一覧表を毎月更新し、債権保全と効果的な滞納整理の実施に活用した。また、管理者を含めた滞納事案検討会を定期的に開催し、今後の方針等について協議を行った。
- ・ 滞納事業については電話と文書による納付督促を行うことを原則とし、納付督促に一度も反応が無い等個別事情がある場合は適宜臨戸訪問を実施した。
- ・ 過年度の滞納金については、時効による消滅防止のため債務承認書を徴すとともに、納付計画書を徴し計画的納入を図った。
- ・ 納付資力がありながら、納付に応じない滞納事業については、預貯金等の差押えを実施している。納付資力がない滞納事業については執行停止等を実施した。
- ・ 滞納額が100万円以上及び複数年度にわたって滞納している事業、滞納額が300万円以上の労働保険事務組合に対しては、滞納整理を優先的に実施した。

○ 前年度との比較(令和3年12月末現在)

	令和3年度	令和2年度	前年度比
保険料徴収決定額	311億6629万円	321億3792万円	△9億7163万円
保険料収納額	223億8458万円	230億1379万円	△6億2921万円
保険料収納率	71.82%	71.61%	0.21%
全国平均収納率	70.88%	70.26%	0.62%

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(3) 電子申請の更なる利用促進

- ・ 資本金、出資金等の額が1億円を超える等の特定の法人にかかる労働保険年度更新の申告について電子申請が義務化されており、年度更新申告書送付の際に周知用リーフレットを同封したほか、局ホームページへの掲載、署所窓口でのリーフレット配布、ポスター掲示等により周知広報を行った。その結果、電子申請義務化対象事業場651件のうち、電子申請件数は405件(62.2%)となり、初年度である昨年の247件(37.9%)から24.3%上回った。
- ・ 5月の電子申請利用促進月間において、福島県社会保険労務士会、全国労働保険事務組合連合会福島支部、事業主団体等に対し利用促進を依頼した。
- ・ 年度更新申告期間(6~7月)において、次年度以降の電子申請利用につながるよう、労働局執務室内に「電子申請体験コーナー」を設置し、年度更新申告に来庁した事業主等に対し、電子申請利用促進相談員を活用して電子申請の操作を体験させた。
体験者からは、利便性が感じられるので利用してみたいとの声があった一方で、事前準備(電子証明書等)や操作方法等の更なる簡便化の要望もあった。それらの要望については、厚生労働省に対し報告を行った。
- ・ 上記取組による効果もあり、令和3年9月14日現在の労働保険事務組合委託事業を除く年度更新対象事業場26,503件のうち、電子申請件数は3,382件で、電子申請率は12.8%となり、昨年度の電子申請率8.3%から4.5%の向上が見られた。